

# 資料編

大潟村環境基本条例

大潟村環境審議会規則・名簿

計画の策定経過

村民・事業者アンケート

用語解説

## 1. 大潟村環境基本条例

平成24年3月19日 条例第2号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第7条）

#### 第2章 基本施策等

##### 第1節 施策の基本方針（第8条）

##### 第2節 環境基本計画等（第9条－第11条）

##### 第3節 基本施策（第12条－第32条）

##### 第4節 地球環境保全（第33条）

#### 第3章 大潟村環境審議会（第34条・第35条）

#### 附則

## 前文

大潟村は食料生産基地の建設を主な目的に、世紀の大事業「八郎潟干拓」によって生まれました。この干拓によって自然環境は一度大きく改変されましたが、環境への負荷の少ない農業の取り組みが進んだ結果、新たな自然環境、特に田畑を含めた「湿地性里山」環境が、豊かに育まれてきました。

一方で、調整池として残された八郎湖の水質は年々悪化し、一度失われた環境をとり戻すことは大変なコストと労力を要すること、また、今日の環境に関する様々な問題の解決には、社会経済活動そのものの見直しも必要であることを私たちは学んできました。

私たちは、大潟村の生物多様性を維持しつつ、人々の暮らす郷土として、また安全な食料生産基地として大潟村の環境がより豊かに育まれることを目指さなければなりません。その際、八郎湖の水質改善については、周囲の自治体とも連携を深め、主体的に取り組んでいく必要があります。また、地球温暖化やエネルギー等の地球規模の環境問題及び放射能等の環境や健康に影響を及ぼす問題に対しても自らの課題として取り組む必要があります。

このような認識のもと、村、村民、事業者等が協働し、環境の保全と創造に一体となって取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的発展可能な社会を実現することを目指し、ここに大潟村環境基本条例を制定します。

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この条例は、本村の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに、村、事業者、村民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、村民の福祉に貢献することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 「保全」は、現在の環境をこれ以上悪化させないよう、又は負荷を減らすよう、日常・社会・経済などに関する活動を行なうことをいい、「創造」は、失われてしまった環境をよみがえらせるための活動及びより良好な環境を作り出していくことをいう。「保全」はまた「創造」の意味をも含むが、ここではより積極的な決意を表すため「保全及び創造」を使う。
- (2) 湿地性里山 大潟村における、湿地の要素をあわせ持った里山環境をいう。大潟村は、周囲を調整池や承水路で囲まれ、その中に広大な水田やヨシ原、防災林が広がる独特の環境を有している。
- (3) 環境創造型農業 大潟村における、自然を豊かに保つことが農業者としての社会的責任であることを自覚し、八郎湖への環境負荷の削減、生きものとの共生及び豊かな生態系の創造をめざし実践される農業をいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 村民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の村民に引き継いでいくこと。
- (2) 人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、村の主産業である農業生産活動及び日常生活等において人と自然とが健全に共生していくこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築を目的として、すべての者が、公平な役割分担のもとに主体的かつ積極的に資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進に取り組むこと。

- (4) 地球環境保全に関して、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識のもとにあらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進すること。

#### **(村の責務)**

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

#### **(農業者をはじめとした事業者の責務)**

第5条 農業者をはじめとした事業者（以下「事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が実施する環境施策に協力する責務を有する。

#### **(村民の責務)**

第6条 村民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、村民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策に協力する責務を有する。

#### **(滞在者の責務)**

第7条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策、事業者並びに村民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

## **第2章 基本施策等**

### **第1節 施策の基本方針**

#### **(施策の基本方針)**

第8条 村は、環境施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、林野、農地、水辺等における多様な自然環境の保全及び創造により、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 村民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの有効利用を推進し、並びに必要な技術等の活用を図ることにより、持続的発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球環境保全を積極的に推進すること。
- (6) 村、事業者、村民及び滞在者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

## 第2節 環境基本計画等

### (環境基本計画)

第9条 村長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として大潟村環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び村民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 村は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境の適正な保全について十分に配慮するものとする。

### (年次報告)

第11条 村長は、毎年本村の環境の状況、村が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第3節 基本施策

### (規制の措置)

第12条 村は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 生態系の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

### **(誘導的措置)**

第13条 村は、事業者及び村民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### **(環境の保全に関する施設の整備等の推進)**

第14条 村は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### **(良好で快適な生活環境の保全及び創造)**

第15条 村は、水と緑に親しむことができる生活空間、良好な景観、歴史的文化的な環境その他の地域の特性を生かした快適な環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

### **(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)**

第16条 村は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び村民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効的利用等の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

### **(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の推進)**

第17条 村は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の推進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### **(八郎湖の水環境及び生態系の保全及び創造)**

第18条 村は、八郎湖が村の持続的発展の生命線であるという認識のもと、国、他の地方公共団体（以下、「国等」という。）及びその他の関係機関と協力し、八郎湖の水環境及び生態系の適正な保全及び創造に努めるとともに、健全な水環境と安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

### **(湿地性里山環境の保全及び創造)**

第19条 村は、人と自然とが豊かに共生できる基盤としての湿地性里山環境を保全及び創造するとともに、そこに棲む生物について多様性の保全、及び保護管理を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

### **(環境創造型農業の推進)**

第20条 村は、農地が有する環境の保全と創造に寄与する多面的な機能を尊重し、品質及び

生産性の維持・向上を図りつつ、環境への負荷の低減に配慮した安全・安心な食料を生産するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、農業から生ずる廃棄物の適正な処理並びに循環的な利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

3 農業者は、環境創造型農業の実践に積極的に取り組むとともに、村が実施する環境創造型農業の推進のための施策に協力するものとする。

### **(環境影響評価の推進)**

第21条 村は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **(事業者の環境管理の促進)**

第22条 村は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境管理（環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備及び実施状況の点検等をいう。）の促進に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **(事業者及び村民の参加及び協力の促進)**

第23条 村は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者及び村民の環境施策への参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **(環境教育及び環境学習の推進等)**

第24条 村は、環境の保全及び創造について、事業者及び村民の関心と理解が深められ、これらの者による自発的な活動が促進されるように、教育並びに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

### **(自発的な活動の促進)**

第25条 村は、事業者、村民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進並びにそれらの情報発信に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **(情報の収集及び提供)**

第26条 村は、環境の保全及び創造に資するため、必要な情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

- 2 前項の規定により収集及び提供する情報については、その種類及び項目の検討を定期的に行うものとする。

#### **(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)**

第27条 村は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 村は、環境の状況を的確に把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

#### **(立入調査)**

第28条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、施設の状況その他の必要な事項の報告をするよう、又は村長の指定する職員等による必要と認める場所への立ち入り調査に協力するよう要請することができる。

- 2 事業者等は、前項に規定する調査等への協力要請を受けたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。
- 3 前項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### **(改善勧告及び改善命令)**

第29条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、法令に特別の定めがある場合を除くほか、事業者等に対し必要な改善を行うよう勧告することができる。

- 2 村長は、前項の規定による勧告を行った場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。
- 3 村長は、第1項の規定による改善勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定め、当該勧告に従うべき旨を命ずることができる。

#### **(環境の保全に関する協定の締結及び環境保全区域の設定)**

第30条 村長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

- 2 村長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、区域内の一定の行為を制限すること等を内容とする環境保全区域を指定することができる。
- 3 村長は、前項に規定する区域及び制限内容等を定めようとするときは、大湊村環境審議会及び土地の所有者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 4 村長は、環境保全区域を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示すると

もに、環境保全区域にその旨を掲示しなければならない。

5 前2項の規定は、環境保全区域の指定の解除及びその区域の変更についても準用する。

#### (推進体制の整備)

第31条 村は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

#### (国等との協力及び国等への要請)

第32条 村は、環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、国等と協力して、環境施策を推進するように努めるものとする。

2 村は、環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、国等に対し情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

### 第4節 地球環境保全

#### (地球環境保全)

第33条 村は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

2 村は、国等及びその他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

## 第3章 大潟村環境審議会

#### (設 置)

第34条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、大潟村環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第35条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要と認められる事項

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し村長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 2. 大潟村環境審議会規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、大潟村環境基本条例(平成24年大潟村条例第2号。以下「条例」という。)第35条第3項の規定に基づき、大潟村環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委 員)

第2条 審議会は委員18名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 村内事業所を代表する者
- (3) 各種村内団体を代表する者
- (4) 公募村民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部 会)

第5条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (専門委員)

第6条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから村長が委嘱し、当該事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。
- 3 専門委員は、審議会及び部会に出席し、意見を述べることができる。

**(庶務)**

第7条 審議会の庶務は、環境エネルギー室において処理する。

**(委任)**

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成24年12月11日から施行する。

## 大 潟 村 環 境 審 議 会 委 員

平成24年12月～（敬称略）

区分（第2条関係）	所 属	氏 名	備 考
1号委員	秋田県立大生物資源科学部 名誉教授	佐藤 敦	会 長
	環境自治体会議 環境政策研究所 研究員	遠藤はる奈	
	大潟村干拓博物館 館長	高橋 一郎	
2号委員	大潟村農業協同組合 代表理事組合長	小林 肇	
	大潟土地改良区 理事長	後藤 幸三	
	大潟村シルバー人材センター 理事長	馬場 登	
3号委員	大潟村廃棄物減量等推進協議会 会長	菅原アキ子	
	大潟村環境監視員 代表	石川金之助	
	大潟村有機農業推進協議会 会長	佐藤 誠	
	大潟村木炭水質浄化研究会 代表	小林 信雄	副会長
	廃油リサイクルの会「八郎湖」会長	川崎 幸江	
	大潟の自然を愛する会 会長	堤 朗	
	環境サークルたんぽぽ 事務局	大畑 和子	
	自治会長連絡協議会 会長	松橋 稔	
	大潟村婦人会 会長	三村 敏子	
5号委員	秋田地域振興局福祉環境部 地域環境専門員	児玉 孝文	

### 3. 計画の策定経過

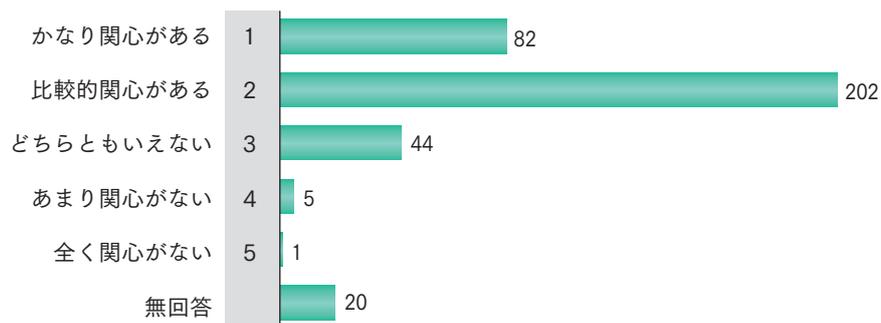
実施日	内 容
平成24年4月1日	大潟村環境基本条例施行
平成24年9月28日	大潟村環境基本計画策定庁内検討会議設置
平成24年10月12日	第1回大潟村環境基本計画策定庁内検討会議 環境基本計画策定の概要について 取り組むべき環境施策の検討について
平成24年11月1日	環境基本計画の策定のための村民アンケート調査の実施
平成24年11月20日	環境基本計画の策定のための事業者アンケート調査の実施
平成24年12月11日	大潟村環境審議会設置
平成24年12月14日	第2回大潟村環境基本計画策定庁内検討会議 アンケート調査の結果について 環境施策の取り組み内容の検討
平成24年12月25日	第1回大潟村環境審議会 環境基本計画策定の概要について アンケート調査の結果について 環境基本計画の構成・取り組み内容案について
平成25年1月22日	第2回大潟村環境審議会 大潟村環境基本計画素案について
平成25年2月19日	第3回大潟村環境基本計画策定庁内検討会議 大潟村環境基本計画案の検討
平成25年2月22日	第3回大潟村環境審議会 大潟村環境基本計画案について
平成25年3月12日	大潟村環境審議会委員による大潟村環境基本計画最終案確認

## 4. 村民・事業者アンケート

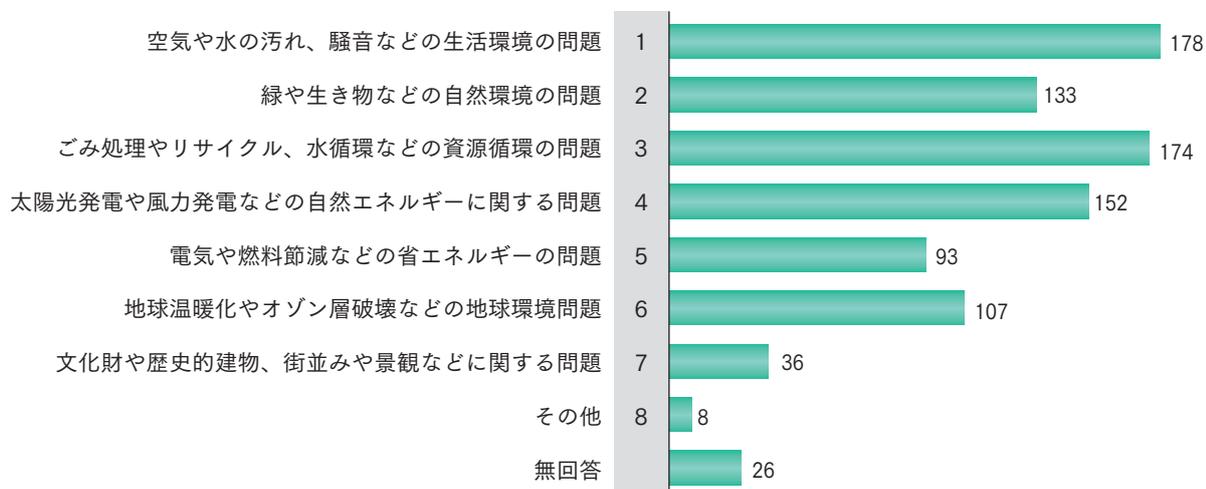
環境基本計画策定のための村民アンケート集計結果 H24 11月〈選択回答分〉

回収/配付 = 354/1053 = 33.6%

### 問1 環境問題について関心がありますか。

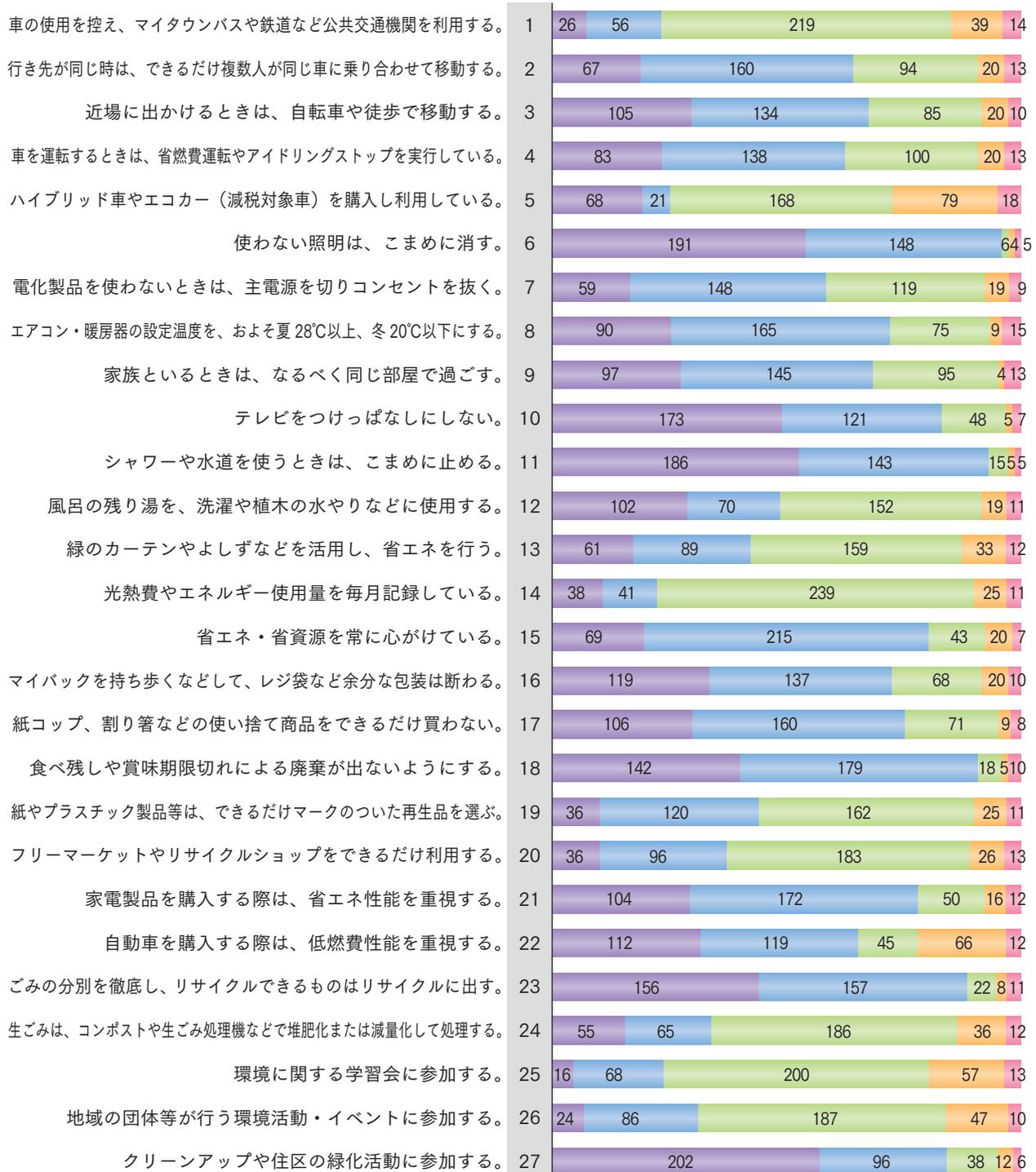


### 問2 あなたは環境について、特にどの分野に関心がありますか。(複数回答)

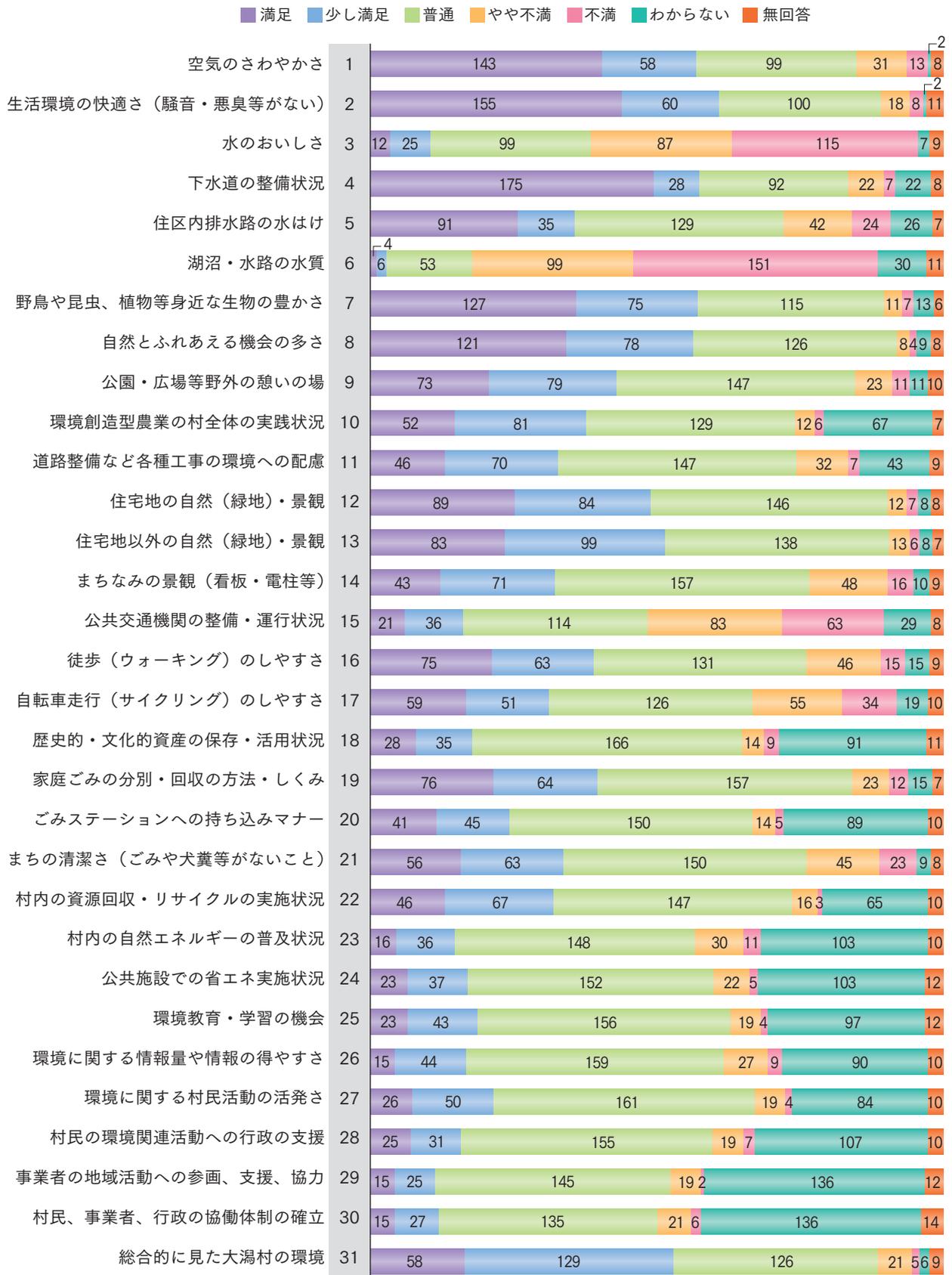


### 問3 あなたは日常生活の中で、温暖化防止などの環境を意識した行動をしていますか。

■している ■ある程度している ■していない ■今はしていないが、今後取り組みたい ■無回答



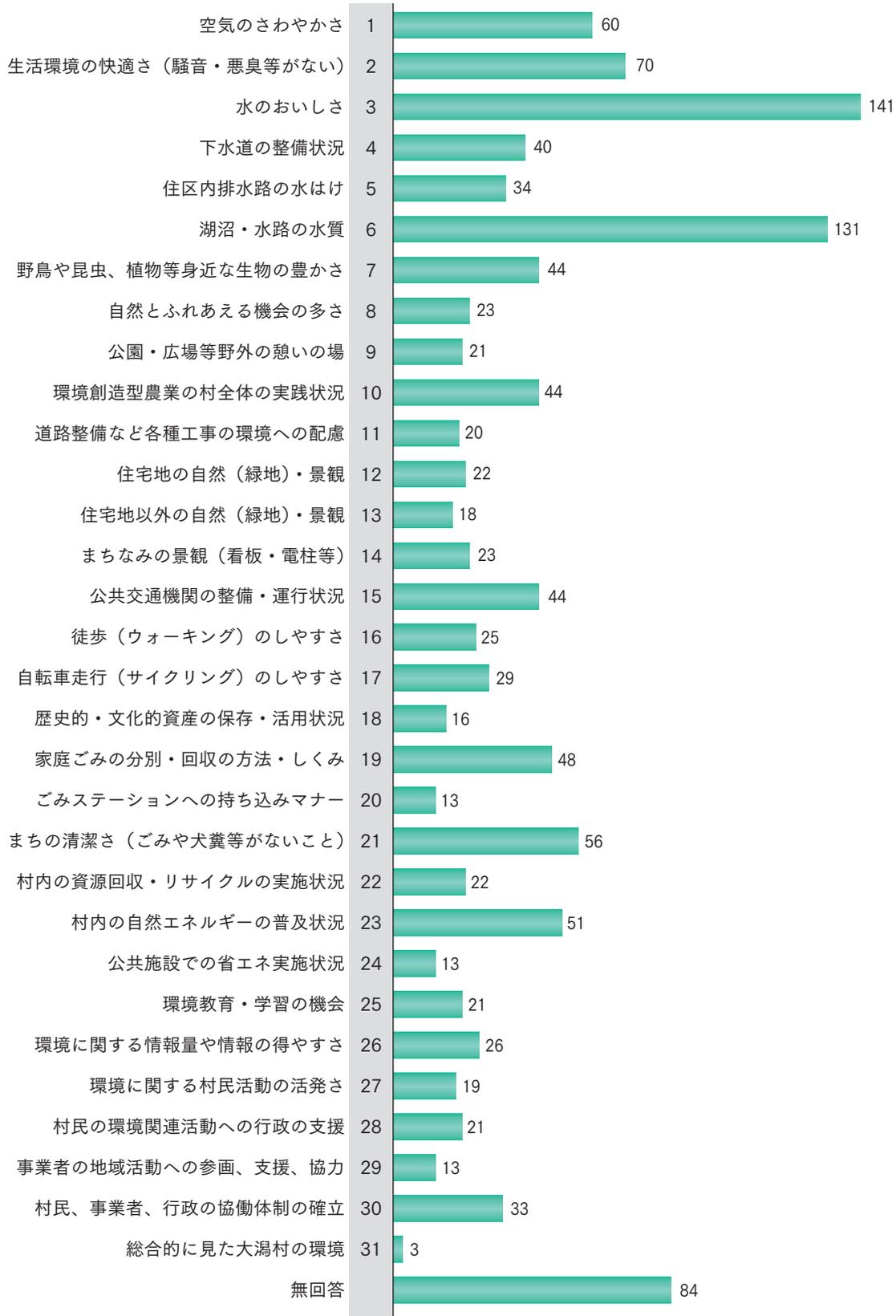
#### 問4 大潟村において、各項目についてどの程度満足していますか。



※理由は別紙参照

問5

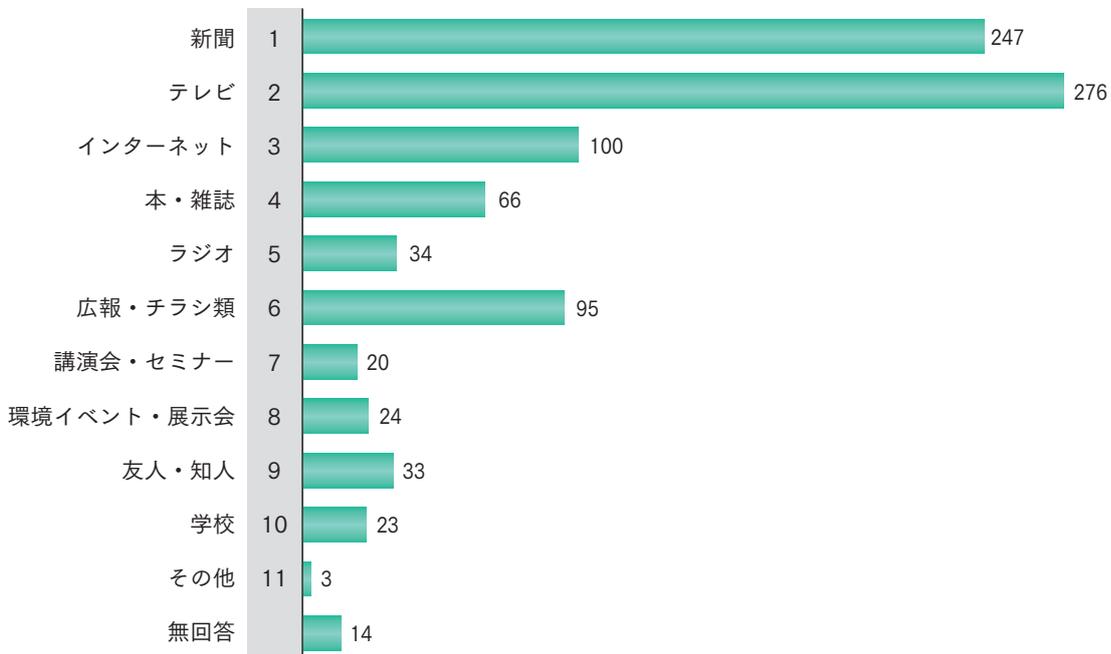
今お答えいただいた1~30（31は除く）の項目のうち、あなたが重要だと思うものはどれですか。（複数回答）



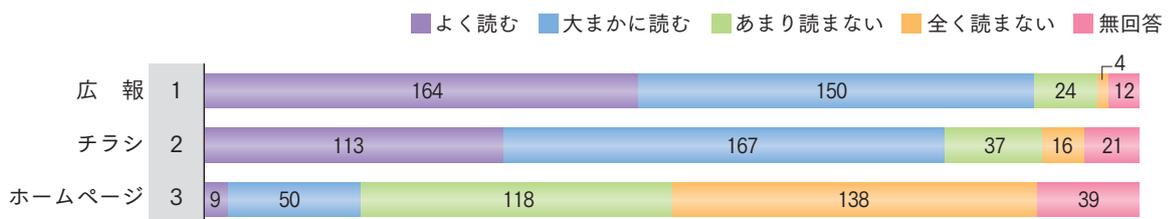
**問6** どちらかを選ぶとすれば、どちらに賛成しますか。



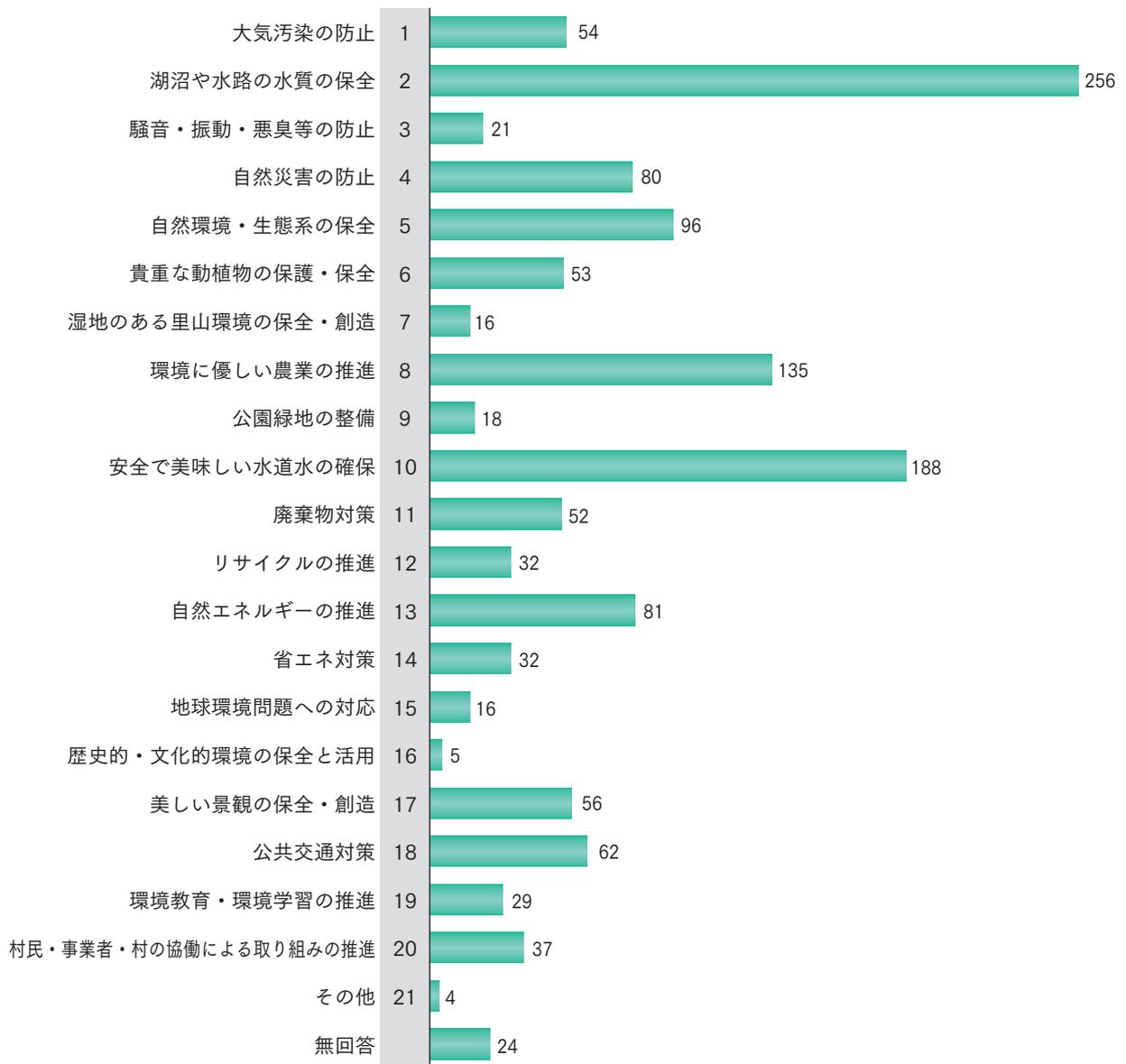
**問7** 日頃環境に関する情報はどこで得ていますか。(複数回答)



**問8** 村からの情報はよく読みますか。

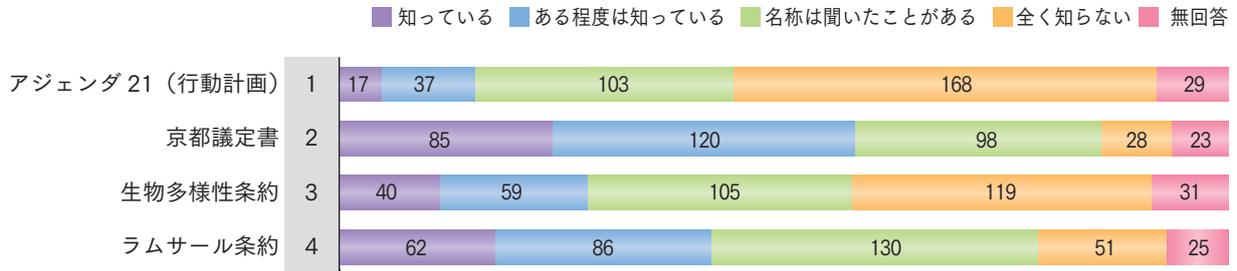


問12 大潟村の環境対策として、優先して取り組むべき施策はどれだと思いますか。(複数回答)



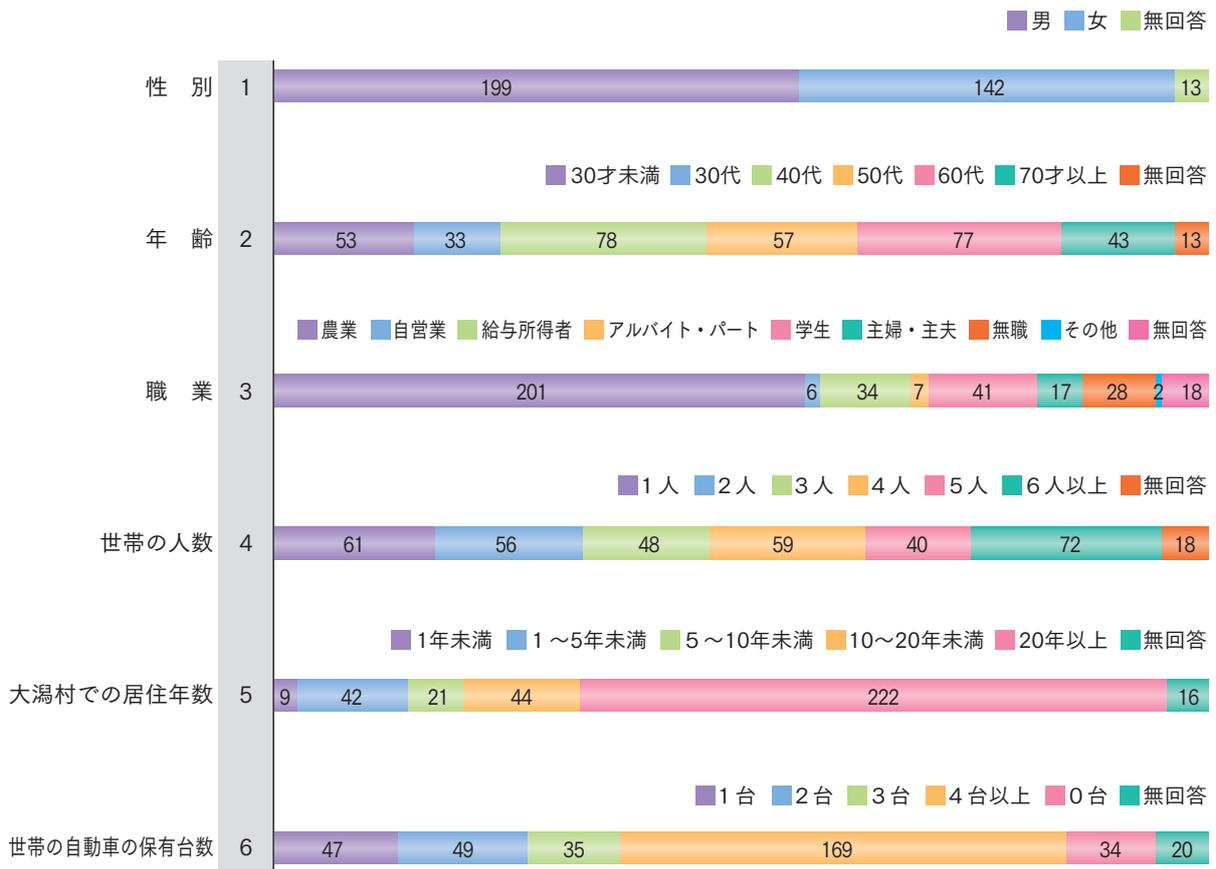
問14

あなたは地球環境問題に関して、国際的な枠組みで行われる、次の行動計画や条約等について内容を知っていますか。



問15

最後にあなたについてお伺いします。



問9

あなたが大切にしたい、残していきたい大潟村の環境（自然・場所・風景・生きもの等）や取り組みは何ですか。

- 自然。（6件）
- 自然です。防災、景観のための配慮はもちろんです。春は山菜採り、秋はキノコ採りなどを楽しんでいるお年寄りを見ていて、安全で迷子になる心配のない村の林は、いろんなめぐみを与えてくれていると実感しています。
- 豊かな自然を保てることが望ましいと思うが、具体的には挙げられない。
- 自然、風景。
- 自然の豊かさ。（2件）
- 自然に四季を楽しめる癒しのある場所がほしい。
- 自然と生き物。（3件）
- 自然環境、生物や植物等が生き生きと育成できる状態。（日常生活からの汚水その他を無くしていきたい。）
- 自然の生態系を壊さないように努力していきたい。
- 自然や風景や生物を残したい。生態系公園のような感じ。
- 人と自然。（水）
- 農民も虫も鳥も木々も共存できる環境。
- 野鳥がいる環境。（2件）
- 鳥たちのいる平原・湖の風景。
- 水鳥が朝夕空を飛んでいく風景が好きです。
- 特別鳥獣保護区とそこに生息する野鳥。
- 鳥獣保護区。
- 野鳥等の棲息地の確保。
- 動物が好きなので、野鳥や動物を見ると大潟村の自然の豊かさに感動できる。
- 多様な生物。（6件）
- 水田に生息する魚類、鳥類、昆虫類。
- 微生物から昆虫、昆虫から鳥・小動物までの生きもの。
- ヤゴ（赤トンボ）、カエル等水辺の生き物。
- トンボ。
- 野鳥。（4件）
- 野鳥など。環境を悪化しないように村民も努力しなければならない。
- オオセッカ。
- 白鳥。
- オオセッカ、チュウヒなどの希少動物。
- ダーウィンが来たで取り上げられたもの。
- 野鳥の保護（しかし、保護区のためカラスが増殖しているのは問題だと思う。作物への影響が大きいので。）
- 珍しい動物の保護。
- この50年で人間以外の生きものによって増殖した植物をチェックしてみたらよい。
- 生物多様性はすばらしい。
- ホタルが住める環境になればよい。
- 桜。
- 桜並木。（8件）
- 桜並木がダメになってきている。早く何とかしてください。
- 菜の花。
- 菜の花ロード。（3件）
- 桜並木・菜の花ロードは心に残る豊かなイメージとして残して行きたい。
- 桜並木と菜の花ロードは、ずっと大切にしていってほしい。（2件）

- 桜の木や野鳥など、自然や生きものを守っていくこと。
  - 桜やイチョウ、松などの街路樹。
  - 花。
  - ひまわりロード。
  - コスモスロード。
  - 観光資源にもなる花や木の手入れ。
  - 住宅地に植えてあるサルビアは、きれいでとても良いと思います。
  - 全村で取り組んでいるサルビア植え。
  - 花いっぱい。(2件)
  - 木。(並木道を作る)
  - 各並木。
  - ポプラ並木。
  - ポプラと松。
  - 減り続ける松。
  - 防風林。(4件)
  - 大瀧村の常緑樹(黒松)を末永く残していきたい。(亡くなった友人もよく言っていた。)
  - 防風林の手入れ、花づくり。(公園のような村の風景)
  - 木は大切だと思うので、松の木などがあまり上に伸びないように切った方がよいと思う。
  - 現存する樹木等の保存的管理を望む。
- 
- 田園風景。(9件)
  - 広大な水田と一目で見渡せる独特の風景。
  - 雄大な農地。
  - 水田の環境と景観。
  - 自然風景。(2件)
  - 大瀧村のまちなみの緑の景観。
  - 品の良い景観。
  - 田と防風林の調和。
  - 防災(風)林の景観。
  - 広～い空。
  - まっすぐな道路。
- 
- みゆき橋からみた、南の橋への排水路。
  - 風景規制がもっとあって良い。屋根の形、色、壁の色、材料e t c
  - 三角屋根を村の文化遺産にしてはどうか。(空き家を購入)
  - 大瀧村総中内の環境、特に緑化はすばらしい、後生に残して行きたいと思われる。最近の気象(強風・豪雨等)が心配である。
  - 今の風景を残してあげたい。子供の頃とは大きく変化し、箱物が増えた。
  - 大瀧村は干拓により全て人工的に作られた自然であり、今後も適度に人の手を加え、豊かな自然・景観を維持していかなければならない。
  - 大瀧村の環境(自然・場所・風景・生き物等)→これら全て。
- 
- 南の池公園。(2件)
  - 白鳥が飛来する「南の池公園」。
  - 南の池のハスやハナショウブの美しい風景。
- 
- 生態系公園。(2件)
  - 生態系公園はすばらしいところだと思います。残す価値があると思います。
- 
- 環境創造型農業。
  - 自然に配慮した農業。(2件)
  - 水田、畑でずっと農業ができる環境。
- 
- 空気。
  - きれいな空気・水。
  - 水。(2件)
  - 八郎湖。
  - 八郎湖の水環境。
  - 残存湖の水。農業の生命線であるから。
  - 農業、生活にとっても水が命です。

- 用水路、排水路。(2件)
  - 水質悪化が心配。
  - 水質の問題。
  - 中央幹線排水路をきれいに!!
  - まずは八郎湖の水質改善。
  - きれいな水でお米作りができること。
  - 湖水のアオコは、世間に対して食糧生産地としてはイメージが悪い。
  - 農家が田んぼからでる水のことを考えて入水・排水を行うこと。
  - 自然由来の方法で浄化が進んだ八郎湖の水質。
  - 食糧基地として、水の環境に特に取り組むことが第一。
  - 大地の豊かさと水をきれいにしたい。
  - 八郎湖の水質を大切にしたい。(検討や研究ばかりでなく)
  - 水をきれいにしたい。(田んぼからの濁水をなるべく流さないようにする。酵母菌による浄化を実験している。)
  - できれば水(水道水、農業用水)をきれいにしたい。
  - 水を取り巻く環境を良くすることが大潟村の残したい環境に繋がる。
  - 残存湖に入って来る川・水が大切なので、周辺の山を大切にすること。山に木を植えるなど。
- 八郎湖のクリーンアップ。(4件)
  - クリーンアップ活動は、村内をきれいにするだけでなく、不法投棄をやめさせるメッセージにもなり、かつ自然を守る大切な動きだと思う。
  - 草刈り。
  - さなぶり時の草刈り。
  - 村の中の木や花と関わることで、大人も子供も村の自然を大切にして、ゴミを捨てる子供もいない。良いことだと思う。
- セっけん運動。
  - 子供達に自然・生き物等にふれさせる教育。
  - 西5丁目のビオトープのような環境学習の場。
  - 美しい村(住宅地)ゴミもなく、歩いていて心が和むまちなみ。
  - (騒音のない)生活環境を残していきたい。村に嫁いできてこんな静かな環境は他にないと思う。生まれ育ったところは、国道沿いで車の騒音がうるさかった。
  - 柿もぎ。(子供が参加できている)
  - 作られて50年ばかりの村の記念のモニュメントなど。ここで生まれ育った若者、子供はここがふるさとだから。
  - 環境に対して一部の人だけでなく、村全体で意識を高めていきたいものです。
  - かわらないこと。
  - 現状維持。
  - 人工的にできた環境だが、大きく変えず残したい。
  - 平穏な生活。
  - お年寄りの憩いの場。
  - お年寄りの笑顔。(お年寄り以外も大切)
  - 生き物や人と人とが安らげる環境づくり。
  - 外来種の駆除。
  - 商業的にもブラックバスは価値がある。(私は食べる。)
  - 悪い生きものと称してブラックバスを殺さない。
  - ゴミを片づけること。
  - 今年の春の悪天候で自分のハウスのビニ

ル類が飛んでも拾わない人が多かった。このような人の考え方、貧しい考え方を直す取り組みが、この大瀧村が立派な村として生き延びる最も大きな要因であるものと考えます。

- 環境が悪化したり不便になることは、生活がしやすくなるわけがないと思うが。
- 時代に合わせるようなコンクリートの建造物はいかがなものかと思うが。
- 生きもので残したい残したくないで区別

できますか。(強いていうならザリガニは不要。)

- 残したくない自然はあり得ない。
- 残す前に創造が不十分です。
- 森林、里山が身近にない。
- 倒木をすぐ片づける行政の取り組み。(遅すぎる)
- 雪対策。道路広く、排雪効率よく。
- 林を造ってもらいたい。
- ゴルフ場建設反対運動。

#### 問10 環境にやさしい生活をするため、あなたが特に気をつけていることはありますか。

- 節電。(12件)
- 電気をこまめに消す。(3件)
- 電気をこまめに消すことを中心に、ムダがないような生活を心がけている。
- 電気を夜間つけっぱなしにしない。
- エアコンを付けない。
- 電化製品のプラグをこまめに抜いている。
- 節水。(6件)
- お風呂の残り湯を使ったり、洗剤をあまり使用しないこと。
- 洗濯物はまとめて洗う。
- 節燃料。
- できるだけ暖房を付けない。
- 冷暖房器具の設定温度を下げ、衣類で調整するようにしている。
- 冷暖房の温度設定。
- クールビズやウォームビズを心がけている。
- 薪ストーブを使用して、石油使用量を減らす。
- 木質暖房の利用。
- 節電、節水。(5件)

- 節電、節水、リサイクル。
- 電気やガス等の節約。
- 電気、灯油など一次エネルギーを少なくする生活。
- ストーブ、灯りをこまめにオンオフする。
- 節電、節ガス、節水を心がけている。
- できることは限られている。節電、節水、廃油の回収。
- テレビを付けっぱなしにしない、マイバッグを持ち歩くなど、自分ができる範囲でやっている。
- 無駄遣いをしないエコな生活。(水や電気の無駄遣いをしない、エコバッグを持つなど)
- 省エネ。(3件)
- 省エネ、省資源。(2件)
- 早寝、早起きを心がけている。
- 早い時間に寝る。
- 規則正しい生活。
- 電力の見通し。
- 屋根からの雨水を樋で集めて草花や洗車等に利用している。
- 生活排水。

- 汚れた水をあまり下水に流さない。
- ゴミの分別。(23件)
- リサイクル。(5件)
- 要らない紙は、メモ用紙やリサイクルとして利用している。
- 生ごみはコンポストやぼかしで堆肥にしている。(3件)
- 生ごみを土に返す。(2件)
- 家庭の生ごみは田の排水ステップで埋め、南瓜等をつくる。
- 自宅から出る生ごみや枯れ木・枯葉などは堆肥として、肥料の改善も進めていきたい。
- ゴミの量を減らす。(3件)
- ゴミを出さない生活。(2件)
- 使い捨てをしない。
- なるべくゴミを減らし、熱湯で食器(油汚れ)を洗うようにしたい。
- 食べ残しをできるだけ出さない。(2件)
- 食品を買うときはすぐ食べるものは賞味期限が近いものを買う。(店での廃棄が少なくなるように)
- 不必要にプラスチック製品を使わない。
- 不要な物品・景観を損ねるものの放置、草刈り、ペットボトル・空き缶等を放置しないようにしている。
- ゴミのポイ捨てをしない。(5件)
- ごみが落ちていたら回収に努める。(3件)
- 娘と通学路のゴミ拾い。
- 家電でも車でも新しいものをすぐには買わない。
- すぐに新しいものを買わないで、修理して使用する。
- 物を大切に使う。
- エコカーブームだが、まだまだ使える中

古車は？海外に売り飛ばし自分たちだけが新しいエコな車を乗り回すことが本当にエコなのか。日本はおかしい。

- 再生品利用。
- マイバッグの活用。(6件)
- 買い物。
- なるべく車に乗らないようにする。
- 移動は自転車を使う。(3件)
- 自転車に乗る。健康にも良い。(2件)
- 車は使わず歩く。(3件)
- できるだけ自転車・徒歩で移動する。
- できるだけバスを利用する。
- 子供にはマイタウンバスをできるだけ利用させている。
- 車の使用時は導線を考えて走る。(無駄を省く)
- 車のアイドリングをしない。(2件)
- 車の低燃費走行。(2件)
- 車のガソリンは必要量のみ給油する。(満タンで走る時間を減らしている。)
- 地産地消を心がける。
- 地産地消の推進によるフードマイレージの減少。
- 食器の汚れは布きれなどで拭き取るなどし、下水に流さないようにしている。(4件)
- 廃油を流さない。(2件)
- 油や生ごみを自分で処理している。
- 米のとき汁を捨てない。
- 合成洗剤を使わない。(3件)
- せっけんの使用。(3件)
- 環境にやさしい洗剤を使う。(2件)
- 洗剤を使いすぎない。
- 全てというと不都合なところもあるが、

できる範囲で合成洗剤など体に害を与える可能性のあるものの使用を控えている。

- 重曹、酢（クエン酸）を使って汚れを取る。

- 環境保全型農業。（3件）

- 減農薬。（5件）

- 農薬の使用を避ける。（2件）

- 農薬は全く使用しない。（2件）

- 肥料、農薬の低減。

- 有機農業に取り組んでいる。

- 自然に優しいエコな有機農業を心がけている。

- 稲刈り後の稲わらを燃やさないようにしている。

- 大気汚染の防止。（稲わら焼き、その他）

- 圃場の水管理。

- 水質を汚さないように気をつけている。

- 八郎湖の水質について、農業面で特に気をつけている。（2件）

- 気をつけることが当たり前になって来ている。ゴミ、農薬、肥料、水田の水の掛け流しなど。

- 生活に必要なもので購入する際は、何が含まれているかよく見て、わかる範囲内で、特に水を汚染するようなものは買わない。

- 水。

- 水質。（3件）

- 八郎湖の水質改善。（泳いだりすることができるよう）

- 格納庫用地からの汚水の浄化に注意が必要。

- できるだけ子供と一緒に考える。行動す

る。（子供の世代の「あたりまえ」になってほしい。）

- 子供にもやらせたいと思っている。

- 生き物や人と人とが安らげる環境づくりのため講演会などに参加。

- とにかく広報などを見てムダをしないこと。

- 太陽光発電を門燈に利用。

- 風車への出資。

- 人に迷惑かけないように、できるだけルールは守る。

- 圃場へ通う道路の砂埃に気をつけている。

- エコ。（2件）

- 環境をきれいに保つこと。

- できるだけ（自分も）頑張る。

- 水と空気に自ら気をつける。

- みどりを大切にしている。

- 村の自然環境の維持。（安易な工場や工業等の建物は、不燃ゴミが多く出て、水を大量に使い、空気が汚れ、電気を明々と夜中つけていると、生育物は眠れなくなり、生態系が壊れるのです。）

- 微生物等の生活の支援。

- 雑草の重要な役割、地べたを大切に。地べたは緑を満たす。

- たばこは吸わない。

- 外来魚のゲリラ放流はしない。

- 二酸化炭素の排出。

- できるだけ植林し、CO<sub>2</sub>吸収を図っている。

問11 あなたが考える大潟村の環境に関する課題は何ですか。

- 八郎湖の水質。(39件)
- アオコの発生。(4件)
- 水田水の流出による水質汚濁。アオコの発生。
- 八郎湖の水質。村民の生活での意識と、農家さんの農業排水の改善が必要だと思います。
- 八郎湖の水質改善は根本的な対策が必要。やはり水田からの濁水をいかに少なくするか。収入基盤に影響する。
- 水質の問題は、大潟村のみならず周辺地域、もっといえば、日本的課題。これを解決しなければ、大潟村の未来はない。
- 西部承水路の水質向上。八郎湖の巡回水の構造上の問題がありますが、できうる限りの方法を駆使していただきたい。
- 一番は水質の問題。農薬をほとんど使わない農法を選択しよう。
- 八郎湖の水をいかにきれいにするか。何年かかっても何十年かかってもきれいにすることを一生考えたい。
- 湖水を汚さないため、排水に気をつけている。(小さなゴミも流さないようにネット使用。合成洗剤は少しにしてせっけんにしている。米のとき汁を流さない。)
- 水質改善で米の食味ももっと良くなるのでは!?
- 幹線排水路のしゅんせつ。
- 水質悪化は村外の影響も大きいはずだが、周辺が連携して改善しようという動きが見られない。まるで、大潟村だけの問題に見える。
- 水。(11件)
- 水質。(7件)
- 水を取り巻く問題。(水質やおいしさ)
- 人と水。
- 水道水。(9件)
- おいしい飲料水の確保。(5件)
- 上水道の水源。
- きれいな水の確保。(生活用水・農業用水ともに)
- 仕方ないことですが、もう少し水のカルシウム(?)分が減らせないものかと思っています。
- 飲み水、松の花粉、モミの粉じんなどが改善できればよいと思う。
- 稲刈り後に浮遊するゴミ。(4件)
- 乾燥機からの籾殻。この時期はのどが痛くなります。
- 稲刈り時の乾燥機のゴミは、外に布団も洗濯物も干せない。目もチカチカしのども調子悪く、何とかしてください。
- 松の花粉と秋の乾燥機からでるチリ。
- 農薬などで、水質や大気汚染が心配される。
- やせ続ける土が心配だ。
- 土壌の改善。
- 環境創造型農業をすすめること。
- 人、水、自然、鳥、生物に配慮した農業。
- 農業による環境への影響。特に住宅地内。
- 農業立村による農薬・肥料の対策は不可欠。大きな問題だと思う。
- 農業従事者がほとんどの村ならではの水や環境をきれいに保つ努力をすべきだと思う。それが、生産物を売るときにも

セールスポイントとなり、良いことづくめだと思います。

- 犬の飼い主のマナーの悪さは残念（糞、騒音）、犬税をつくり抑制すべき。
- 犬の糞が道の真ん中に落ちていたり、目に見えるところにたくさん落ちていて迷惑。子供と一緒に歩くとき、「車に気をつけて！」より、「糞を踏まないように!!」と気をつけながら歩いている。子供が草花を摘もうとしても犬のおしっこや糞がたくさんあるところはダメだと注意している。村内で犬を飼っている人はたくさんいると思うが、飼い主のモラルの問題だと思う。いつも迷惑している。役場の人たち、何とかして下さい!!
- 再生可能エネルギーへの取り組みの遅れ。
- 自然エネルギー問題にもっと頑張っ取取り組むべき。（2件）
- 風力や太陽光を活かして停電に強い村にする。
- 自然エネルギーの効果。
- 若い人たちのゴミに対する意識や関心が低い。
- ゴミ屋敷に似た家・農地等。
- まだ、人が見ていなければいいとか、わからなければいいなど、意識の低い人もいる。一人一人の意識の向上が大切である。
- 村内のどこでも車を止めて、ゴミ、ビニル、肥料袋、ペットボトル、空き缶等を拾おうとする人がいないこと。マナーの問題。
- 村民、観光客（温泉や釣り客）によるゴミの放置や投棄。
- 村民一人一人がゴミを軽減していく方向

にするべきだと思います。

- 缶、ビン類をなるべく買わない。
- 銃の薬きょうの回収。
- ウォーキング、サイクリングがしやすい環境、道路づくり。
- マイタウンバスの本数が少ない。
- 防風林。
- 草刈りにより水辺の環境が変わってきたこと。環境保全型とはいえない。環境悪化である。
- 堤防の雑木、管理が不適切。（2件）
- 鳥類の保護。
- 現在の美しい自然をどう残していくか。
- 大潟村はいわば人工の村ですが、やっと今日までかかって自然と共存できる村になりました。それをキープしていくことだと思います。
- 大潟村内の自然環境の整備。大潟村内で、田んぼ以外にきちんと整備されているところが少ないと思うので、もっと他の生物が暮らしやすい環境を作るべきだと思います。
- 水田、残存湖などの水生生物を通じて、良い環境作りを広めてください。
- 自然にできた自然ができること。
- 住宅周辺の景観。
- 路側帯の草刈りをこまめに。
- 村内でも車で移動している人が多い。
- 自然環境の取り組みと荒廃した農地が増えつつある現状。
- 水害に対する高台や避難場所が少ない。
- 雪、冬場の除雪対策。

- 村道・農道の舗装。
- 事業（農業）を行う上で多量のごみやオイルなど。
- 松林をもう少し低くしてもいいかな。
- 街灯をソーラーパネル付きのLEDへ。
- 夏場やたらと蚊が多い。なぜ？
- ポプラの大木が倒れやすく、アメシロが葉についたまま風で飛んでくる。
- 田んぼで真っ黒い煙を上げ廃棄物を燃やす人がいた。人が食す農産物を生産する者が自分さえ良ければ・・・では、大渦ブランドの信用も失いかねない。
- 大渦村の存在を存続させること自体に膨大なエネルギーが必要であるから、これから低エネルギー時代にシフトしていく際に、ネックになるであろうこと。
- 今までの成果を村民や観光客へ上手にPRして支持を得るとともに、意識を高めてもらう。
- 村民に、もっと今の状況が悪くならないように、色々なテーマ・ポイントなどを広めて欲しい。
- どのように伝えて理解をしてもらうか。そして何からはじめるか。
- 環境問題を考える機会があまりないこと。
- 逆に課題はどんなものがあるか、村民に伝えてはどうでしょうか。
- 他町の子供たちは、八郎湖の水質に関してよく勉強している。
- フォーラムや学習会での参加者が同じ顔ぶれ。
- アンケートに対する実施結果が見えない。
- 環境に取り組む行動のデータの数字を示して欲しい。
- 環境を把握すること。
- 住民が大渦村の環境をどのようにしていきたいのかという目的の明確化と、それを共通認識できる場の必要性。
- それぞれ、個人個人の意識が大事だと思う。
- 同じように、環境、空気、水に配慮できなければ、大渦村の将来はないだろう。
- 個々の心が豊かになれば、自然に取り組む方向へ向かえると思う。
- 村の下水道以外の水は、外へ流れることはなく巡っており、自分たちで汚した水は自分たちに返ります。皆で考えこれからのために意識を高めたい。
- 利便性と環境配慮へのバランス
- ジュースを飲まない。
- コンセントをこまめに抜いている。
- たばこを吸わない。
- 殺虫剤を使わない。
- 自販機は使わない。
- 添加物の入った食品を買わない
- 薬を使わない。
- 合成洗剤を使わない。
- 総中の真ん中にせせらぎを走らせ、木陰をつくるため並木を植えること。大渦村には山・川が無いのでこれくらいは必要。
- 残存湖の中で、深い場所があり、水質が極端に悪い場所があるのに、直視せずに、代かきの水に対策に向けた取り組みをしている村行政の感覚のずれが大きいこと。
- 「温暖化」は工業化によるCO<sub>2</sub>が出ていない18世紀頃から続いており、つまり、CO<sub>2</sub>が原因ではない。IPCCやそれに

追随する政治家やマスコミに騙されてはいけない。人間はCO<sub>2</sub>を出して生きている。CO<sub>2</sub>が悪いなら我々は生きられない。「温暖化」は自然現象である。CO<sub>2</sub>=悪玉説は原発導入の世論づくりに貢献した。全国的課題である「原発ゼロ」を大湊村からも強くアピールするべきである。もちろんCO<sub>2</sub>は減らすにこしたことはないが……。

(→用語集「気候変動に関する政府間パネル」参照)

- 最近の、夏暑く冬寒い現象は、地球の回転軸が最大値に近いことによる。これも自然現象である。
- 担当者（行政）は地球物理と気象学をこの機会に勉強なさってはいかがか。

- 自然環境とは別に「人間環境」がある。近年、人間関係が希薄になってきている。昔のように「人のため」と思っても、迷惑と思われることが多々ある。個人主義の時代の到来「大」である。
- 少子化になり、高齢化に進むことは決まっている。子供一人に何人の老人が世話になるのか？負の環境は最小限にすべきだと思う。
- 住宅（非農家）が少ない。
- コンビニがない。
- 自然環境より人間環境を良くして欲しい。農家以外は本当に住みづらい村だ。
- 完成しています。

### 問13 日頃環境に関して感じていることや、大湊村の環境行政に関して、ご意見や提案など

- 秋の収穫期の乾燥機のゴミがひどすぎます。何とかならないものでしょうか。家の中まで真っ白になるのです。洗濯物は外に干せないのです。
- 米の乾燥調整時の飛散煤塵を規制してほしい。大変迷惑している。
- 稲刈り時の粉塵。体に悪い。
- 籾すりのゴミが気になる。
- 住宅地での農薬散布はしないように。特に、子供達の健康に大きな影響がある。
- 問12の大気汚染の防止については、農薬散布やビニル類の野焼き対策が必要。
- 水質改善に力を入れて欲しい。(2件)
- 湖のアオコ対策。
- 代かきの水が気になる。
- 水は人類にとって欠かせないもの。今より悪くならないようであってほしい。
- 八郎湖の水は使うときも返すときもきれいにしたい。用水路や排水路で有効的に浄化できる方法があれば協力したい。営農のためでもある。子供たちのためでもある。
- 色々取り組んでいるとは思いますが、他県などで実践し改善した情報を得たら、取り入れるなど真似をしてほしい。
- えひめA I（アイ）が水質浄化に役立っているのをTVを見て、八郎湖にも使えばいいなと思っていました。
- 用水路の清掃をもっとやったらよいのではないか。個人任せだとあまり効果がない。日取りを決めて大々的にやれば、水路からの汚れは無くなると思うが！
- 田には、稲には、山と木や森の豊かさに代表される水資源が何より大切であります。毎年、新しい水があるからからこそ、安定した稲作が営まれているのは、歴史が証明しています。どうか水の

流れを変えて、ソーラーラインと入れ替えに排水路を掘る等の案はやめてもらい、川の水を多く用水路に導く施策にしてもらいたい。

- 安全で美味しい水道水の確保。(現在は家庭内の飲み水は村外より確保。)
- できれば、滝の頭の水を水道水に。
- 水道料の見直しを。
- 最近トンボ(アキアカネ)が激減している。乾田かが進んだためとも考えられるが、何か対策はないものだろうか。
- アスレチックなどの遊具を生態系公園や産直センターなどのイベントが行われる場所に設置してほしい。
- 雨や雪でも遊べる室内遊具スペースがほしい。
- 子供が集まる場所がほしい。
- 天王グリーンランドやエナジウムパーク、ポンポコ山のようなキッズスペースが良い。是非お願いします。
- 化学農薬に変わる農業の取り組みを村を挙げて行う。(自然環境に配慮した先進的なモデル農業)
- パブリックスペースに除草剤を使用しないこと。(コミュニティ広場や路側帯)
- いつも草刈りなどをして、道路がきれいでとてもいいと思います。
- 各住区で行っているサルビア植え等の管理。景観上も良いので続けてほしいと思います。
- 大潟村は田園地帯が多くて見応えがありますが、春夏秋冬を感じるような環境整備がいまいちできていないと思う。上手

くはいえないのですが、「景観」も環境の一部だと思うので、この部分にも少しは取り組んでいただきたいです。

- 美しい景観の保全と自然災害の防止ということで、防風林に対して植林等をやっていく必要があると思います。
- 菜の花ロードの拡張はしなくて良かった。広げることで景観が損なわれ、観光客も増え、ゴミのポイ捨てもされるのではないか。
- バラ園は、早いところ木の柵を抜いて更地にしてほしい。敷いている石も取り除いて完全に緑地になるようにしてほしい。
- 看板類が交通の妨げになっているところがある。
- (環境と健康対策として)もっと自転車道を整備して欲しいと思います。
- ただ、毎年冬になると子供たちが路脇の水路に入ったりはまったりしているのを見ると、自転車で水路に落ちる人もいますし、ふたを付けた方がいいのでは?とも考えてしまいます。(詰まりますか?臭いますか?)
- 自転車専用道を能代市のように色分けする。
- 歩道と並んで松林側に自転車専用ゾーンがあると、夏場は運動が兼ねられるので都合がいいように思います。
- 徒歩や自転車を促進するため、横断歩道を増やしてほしい。
- 八郎湖のクリーンアップは釣り客にやってもらうべきだと思う。
- クリーンアップを再考しても良いのではないか?
- クリーンアップの効果が感じられない。

実施時期や回数などの見直しが必要ではないか。

- 毎年春に行っている側溝上げ、落ち葉が多い晩秋にももう一度すると良いと思います。
- ゴミの投棄や稲わら燃やしなどは、パトロールを強化して罰金にしてはどうか。
- 田んぼでゴミを燃やしている人。
- 庭の雑草等の捨て場をつくってほしい。
- 夏場の蚊の発生。まるで先進国じゃないみたい！
- ゴミ袋の価格が高い。広域処理になっても他市町との価格が統一されていない。
- ゴミ処理場の整備は絶対必要。
- プラスチックやリサイクル品回収のためのゴミステーションを作ってほしい。以前は焼却場跡地という案もあったはず。月に1度の回収日だけでは、都合の悪い日や勤め人の方々は対応できず、結局燃えるゴミに入れることになっています。
- 歩道に不要品が放置されたままのカ所などもあるが、役場への連絡は気後れして言い出しにくいいため、時々見回りしていただければありがたい。
- 衣類の回収等も含めて考えてほしいです。
- ものがすごく捨てられていてもそのままの時があるので、きめ細かい対応が必要です。
- 主に村外からのゴミの持ち込みと思われるので、堤防入り口に看板を設置してはどうか。
- 空き缶等の不法廃棄が未だなくならず。
- 環境美化条例を至急作成せよ。(→平成9年「大潟村をきれいにする条例」制定)
- 刈り草、米ぬか、牛糞、EMボカシなどを原料に、大潟村オリジナル堆肥をつ

くったらどうでしょうか。

- 自然エネルギーへの対応。
- 風力発電の推進等をしてエコの発信地に村全体が取り組む。
- 村内に風車を設置しても本当に有効活用できるのか、早く結論が出せるように調査したほうが良い。
- 風力発電の風車は騒音であると聞いたことがある。立地には十分考慮していると思うが、後から問題になるなんてことにならないで欲しい。
- 自然エネルギーの推進はよいと思うが、第3セクターなどにより甘い経営となり、村の財政負担とならないように。
- 風力発電はどのような役に立っているのでしょうか。
- 風車事業は必要ないと思います。
- 風力発電の設置は絶対に反対です。
- それよりは、各家庭へ太陽光発電の補助をした方が良くと思う。
- 太陽熱温水器の普及をもっとすすめてほしい。
- 暖房や給湯が家庭のエネルギーの2/3を占めているらしい。
- 木質ペレットストーブ(ボイラー)に対する助成があると良い。(木材県秋田の地産地消になる。)
- 平坦な土地で、近隣の町へは20kmほどということで、電気自動車、モノレール、バス等、学生、お年寄り、観光客の足として運行できたら夢のようです。電源はソーラーパワーや風力で。田んぼの稲わらや刈草によるバイオエタノールかメタンガスで動く乗り物も考えられる。
- 役場職員の徒歩、自転車、ハイブリッドカーの通勤は良いことだと思う。
- 大潟村の街路燈は、総じてLEDにし

て、夏冬等明るい時間帯は点燈しない。  
秋田魁平成24年11月9日、「太陽光でLED街路燈」を参照されたい。

- 村内をゆっくり歩いてみてください。近い役場に行くときも車を使っていると体に悪いです。
- 時間はかかるが、子供に教えるのが確実だと思う。学校で習ったことは一生忘れないし、ずっと正しいことだと信じている。
- 一度講習会にも参加したが、私たちが身近にできることではなく、学者の先生の理論に基づいたものでした。
- 村行政としては十分。後は個人の参加か。
- 私しから見たら、村は何もしていないように思う。
- 環境行政は、何を狙っているんでしょうか、何が目標なんんでしょうか。
- 行政は何をしているかわからない。アピール不足？
- 環境エネルギー室があることも知りませんでした。
- 環境行政が行っていることが見えてこないで、活動内容を広めてほしい。
- 環境についての資料（現状、実施状況、問題点）を公表して啓蒙したらよいと思う。
- 特別鳥獣保護区や生態系公園、干拓博物館など、大潟村の自然とふれあえる施設をもっとPRして、多くの人に利用してもらい、環境について興味を持ってもらうことがよいと思います。
- 環境行政をより強く村民にアピールする広報やイベント等に力を入れて欲しい。
- 事業は積極的に先取りが大事。みんなが

OKの事業はもう遅い事業。

- 役場職員の環境に関する企画力等の向上。
- 悪化させないように行政の指導が必要だと思います。
- LAS-Eはもうやめてもいいと思う。後は自主的に。
- 水質保全、里山環境の保全・創造、環境に優しい農業の推進、水道水対策、海水導入反対者に対する啓蒙を積極的に行って欲しい。
- 他のモデルとなる環境行政の推進（実践）。
- 行政側、特に職員の方々の取り組み方や生活が、大潟村の環境に対して意識が低いように感じます。まず自分の村という意識をもっていただきたいものです。
- アンケートを実施しなければ行政運営が執行できないような自治体は議員も職員も要らない。民意を代表するのが議員ではないでしょうか？村民が安心して行政運営を任せられる自治体になってください。
- 八郎湖の水質対策は大潟村だけではできない。他の市町村へもっと強く働きかけて、八郎湖の水質が悪いのは、私たち全員の責任だとわかってもらう必要があると思う。
- 村が主体となる取り組みがあまりないように聞いている。水の問題や自然エネルギーにも戦う姿勢が必要だと思います。
- 環境に関する取り組みは、周辺市町村等との連携をうまく取って行う必要がある。
- 地域の市町村との共同事業のもとで大潟村の存在感を強く訴え、農・林・水産業をしっかりと見極め、今後、雇用対策や経

済対策等を通して環境対策をどこに置くかが大事だと思う。林業→水→農業、ここで生まれる経済政策が重要だと思います。

- 問3の割り箸については、使用数を増やすべきだと思います。間伐材を使用して作られているため、使用を控えるのは、むしろ、資源を有効利用しているとは言えません。
- 正確な情報は大事、割り箸はムダじゃない。間伐材でつくられている。適度な間伐は森林を育てるのに必要。そういう意味では、問3の(17)は間違っている。行政から間違った情報を発信しているようではどうかと…正しい情報によって行動すべき。(→用語集「3R」(参考)参照)
- 合成洗剤が環境、健康に及ぼす害を考え、合成洗剤追放を行政に反映する。
- 大潟村の役場は、しょっちゅう村民にアンケートをお願いしすぎる。アンケートを書く時間がムダ。村からアンケートの封筒が来ると、主人はいやな顔を忙しいから書いておけ!!といわれる。役場職員がたくさんいるのだから、いちいち村民のご機嫌を伺わず進めてもらいたい!! それとも、村民は気むずかしいしなんにでも文句を言うからなかわからないが。(後からごちゃごちゃ言われる前にアンケートの結果を出しておきたいのか。)自分たちで話し合っただけで決めてもらいたい!! アンケート、本当に迷惑!! これ以上よこすな!!
- 作られた自然環境は必要ない。自然はあるがままだが美しい。
- もっと放射能対策をして欲しい。独自に放射線量を測る給食の食材に気を配る。

野菜センターで出している野菜を測定する。など。皆がやらないから良いのではなく、進んでやる方が信頼も得られるし、安全性が認められれば、それが大潟村の物産の売り(強み)になるのではないか。

- 私個人の意見としては、家庭レベルで環境に関する取り組みをしても効果はないと思います。企業や大きな団体が取り組んでこそ意味があると思います。
- 今の環境を守ることが大切だと思います。
- 大潟村の良いところを伸ばすこと。
- 大潟村は自然災害が避けられる、ありがたい村だと思っています。それは秋田県内の大潟村に位置しているからです。50年かかってやっと今日までやってきて、美しい村になりました。あとはキープしていくことが大切だと思っています。
- このアンケートが、一般的に言われている「環境配慮型産業」を指示しているものと分かったが、私はそれでは不十分と考える。今行っている産業のほとんどが、リソースを消費するのみで、それを生み出すことのない構造をしているからである。それから脱却することが先決と考える。
- このアンケートの設問のあり方から感ずるに、「自然」をちっぽけなものに捕らえている。大潟村は小さいが、その上空と地下を含めた自然は壮大なものであることを念頭に置くべきとつくづく思う。
- 自然の環境も大事でしょうが、子供たちが安心して帰宅できるように街灯を増やしたり明るくしたりと、安全な環境も大事では!?
- 強風によって樹木が倒れ停電にならない

ように、日頃の手入れをする。

- 4年間大潟村に住んでいて思うことは、大潟村の農家に環境を考える人間が少ないことだ。水産振興センターに聞いてほしい。ブラックバスの数はここ数年増えたのかと。そして、その数に比例して他の魚種の個体数の増減があったかと。40年前と比べて今の八郎湖は魚が減ったことだけが変化だろうか？コンクリートの護岸で魚の住みどころとなるアシは減っていないだろうか。化学肥料の流入で、水質は富栄養化していないだろうか？草魚など、水草、すなわち、浄化能力を食い荒らす魚は増えていないだろうか？果たして、食育が必要とされる現代に於いて、特定（ブラックバス）の魚をヒールとして印象づけて殺すことが、子供の教育になるだろうか？教えてほしい。
- 美しい日本を支えるには銭が要る。→税金の投入→国民の所得向上が必要→経済の回復→行政の対応（村の基幹産業の充実性を重視すべきでは？）
- 不在店舗・住宅などを行政で整理・発展させつつ施策を立案し、どこまでも村が明るく発展できるように今から準備し、実行したいものです。
- バリアフリーと言っているが、村内にはひどいバリアフリーが結構ある。
- 村道の舗装。
- コンビニがほしい。
- 不必要な箱物はこれ以上建築しない。箱物をつくれれば人が集まるという考えは間違いだと思う。
- 堤防決壊、津波などが起きたとき逃げる道路を確保すること。そのためには、主要な道路（例えば42号線、若美の山へ行く道など）を（1～2m位）かさ上げしておけば、安心と思う。

- 環境に関することとはずれるかもしれませんが、村で放送する防災の放送が、ほとんど聞き取れません。（風の向きによる、エコーが強い、周りの音による等々）震災の時、TVで各家々に小型の受信機を置くようにしたのを見ました。色々な工夫で何か改善できないでしょうか。（ちなみに東2-6です）
- 管轄が違うと思うが、堤防の管理にもっと関心を持っていただきたい。
- 交流人口（消費人口）の成果はびっくり。努力に感謝いたしております。拝見していてうれしいものです。ますますのご活躍をお願いいたします。
- 公的な施設でありながら、利用が固定化し、私的な管理になっている。住民が手軽に使用可能な参加的施設にしたらどうか。（施設名記載無し）
- 高齢者が増え、自宅介護を推進しているようですが、そうすると老人がひとりぼっちになってしまうので、村長始め、介護を年に何回かひだまり苑で体験してほしい。と同時に、議員の人たちにも是非言ってほしい。
- 以前のような、活気、活力が、村に感じられない！農産物の価格低迷で農家経営が厳しい中、低成長の中、非農家の方々との交流など、自然な形で行えればよい。

**問2** あなたは環境について、特にどの分野に関心がありますか。

< 8 その他 >

- 米収穫期に噴出される粉塵。
- 本当の環境問題と環境ビジネスのための環境問題がありそうだと思う問題。
- 夏の用排水のバスクリーン状態を浄化したい。
- 原発による影響。
- 省化石エネルギー、薪の活用。
- 食糧生産と水循環の汚れ。

**問4** 大潟村において、各項目についてどの程度満足していますか。

<理由> ※左の数字は選択番号。(1→満足 2→少し満足 3→普通 4→やや不満 5→不満 6→わからない)

(1) 空気のさわやかさ

- 1 ● 稲刈り時期以外。(2件)
  - 1 ● 米乾燥機による微粒子の浮遊を何とかできないものか。
  - 1 ● 松花粉や稲の乾燥機からの塵ゴミは、大潟村だから仕方がない。
  - 2 ● 秋の乾燥機使用時は空気がとても悪い。(4件)
  - 2 ● 稲刈りの時期は、車が白くなるくらいもみ殻がついている。
  - 2 ● 季節により悪化する。
  - 2 ● 松花粉、籾乾燥機からの埃はこまる。
  - 2 ● 風向により時折黄砂のようなチリ。
  - 3 ● モミ乾燥機の使用時期は良くない。(4件)
  - 3 ● 春の花粉、秋の米乾燥機のほこり。
  - 3 ● 春や秋、外に置いた車が汚れるのにちょっと困っている。
  - 4 ● 籾乾燥機からの粉塵。(16件)
  - 4 ● 秋の乾燥・籾すり等での出るゴミ。洗濯物が干せない。
  - 4 ● 稲刈り時期になると乾燥機のゴミがすごい。(格納庫に行かれない。)
  - 4 ● 稲刈り時期の塵対策が必要。
  - 4 ● 松の花粉、秋の籾の粉。(2件)
  - 4 ● 松の花粉や秋のもみ殻などで、洗濯物が外に干せない。(2件)
  - 4 ● 格納庫方面でゴムの焼けたにおいがする。
  - 4 ● 稲刈り後、稲わら焼きが目立つ。
  - 5 ● 稲刈り時期の空気が悪い。(3件)
  - 5 ● 籾乾燥機からのほこりがひどい。(2件)
  - 5 ● 籾すり時のゴミが空気中を待っていて窓を開けれない。
  - 5 ● 街路樹、柿、梅の農薬等。
  - 5 ● 住宅地での農薬使用。
  - 5 ● 煙が家の中に(通気口から)入ってきます。
- (2) 生活環境の快適さ(騒音・悪臭等がない)
- 2 ● 稲刈り時期の乾燥機のごみがひどい。(2件)
  - 2 ● 季節による。
  - 3 ● 稲刈り時の乾燥、籾すり等のほこりが多い。
  - 3 ● 犬の鳴き声がうるさい時がある。
  - 3 ● 用水の近くは臭う。
  - 4 ● 稲わらを燃やす人がいる。
  - 4 ● 街路樹、柿、梅の農薬等。

- 4 ● 粉乾燥機などの音。
- 4 ● 騒音はあります。(2件)
- 4 ● 多目的運動広場で大会等があってマイクを使うときはうるさい。
- 4 ● 作業所の機械音がうるさいので、時間帯を考えて作業してほしい。
- 4 ● 集落用水路の悪臭。
- 4 ● 村営住宅の風呂場から下水のにおいがするときがある。
- 5 ● ビニル焼き臭が時々ある。
- 5 ● 年々、ここで暮らすことに苦痛が増しています。
- 5 ● 家の中にうるさい人がいる。

### (3) 水のおいしさ

- 1 ● 村外では(入院時)水道水が飲めずにペットボトルの水を飲んでいた。
- 3 ● 苦い。
- 3 ● 最近はおぐりの水を飲料水として使っている。
- 4 ● 夏期の悪臭。
- 4 ● カルシウム分他が多くてコップが白くなるのがイヤ。
- 4 ● 化学物質がどれだけ水道水に入っているか心配。
- 4 ● 生水が飲めない。
- 5 ● みずは美味しくない。(4件)
- 5 ● 水道がくさい。ポットなどに白いものがつきやすい。
- 5 ● くさい。
- 5 ● 塩素が強い。(2件)
- 5 ● カルキ臭がする。水ウロコができうやすく、水回り、食器が汚れる。
- 5 ● 水道水は飲めない。カルキがひどい。
- 5 ● 飲めない。
- 5 ● 水源が問題です。
- 5 ● 別の地域の清水を汲んで飲んでる。
- 5 ● 男鹿からの水を引けないか。

- 5 ● 早急に改善を。
- 5 ● 隣の家の下水と我が家の下水のつまりについて、我が家宅地にあることで我が家が解決している点について。
- 6 ● 飲み水は秋田市から運んでいる。

### (4) 下水道の整備状況

- 1 ● インフラはよく整備されていると思う。
- 3 ● 料金が高すぎる。
- 4 ● 大雨時にトイレの使用不可!!
- 4 ● 税額が同じなのに配管がない。
- 4 ● 料金が高すぎる。
- 4 ● 整備もいいが、料金の高さはひどいと思う。使わなくても4000円を超えるとは。
- 5 ● 雨降りの日は、下水の流れが悪い。
- 5 ● 水洗トイレの水が溢れそうになる。(4・5は関連がある?)
- 5 ● 地下水など、メーターを通さずに下水道に流している人がいて、そのせいで料金が高いのではないのでしょうか。

### (5) 住区内排水路の水はけ

- 2 ● インフラはよく整備されていると思う。
- 2 ● 道路側はよいが、家の裏側は水のたまっているところがある。
- 3 ● 大雨の時などに処理しきれないときがある。
- 4 ● 降水が続くと排水が悪く溢れそうになる。
- 4 ● 水平でなく、家の前の排水路は水が残っている。
- 4 ● ところどころ掃除もせず水が溜まっている。
  - 木の根の影響で排水路が詰まったこと
- 4 ● 何度かあった。
  - 家の裏側は水が溜まりやすい。
- 5 ● 雨が降ると排水路が溜まっている。

- 5 ● 水が溜まっているカ所がある。(5件)
- 5 ● 下流にゴミや藻が詰まっている。ホテルに向かう道路の草刈りは何回もやっているが、側溝のゴミは年2回しかあげない。
- 5 ● 終末の排水つまりがある。
- 5 ● 最悪。

#### (6) 湖沼・水路の水質

- 4 ● 悪臭がある。(2件)
- 4 ● アオコがひどい。
- 4 ● 仕方がないことだが、アオコはなかなか解決しない。
- 4 ● やはり、水質は悪い。不耕起等もう少し実践できないのか。
- 4 ● 今後に期待する。
- 5 ● アオコの発生。(5件)
- 5 ● アオコの発生する夏場がひどい。
- 5 ● 緑色で汚い。
- 5 ● 村の弱点。
- 5 ● 完全に農業のせい。
- 5 ● 大不満。
- 5 ● きれいな水が田んぼにほしい。
- 5 ● 何とかしてほしい。
- 5 ● みんなで協力して良くしたい。
- 6 ● アオコできない。

#### (7) 野鳥や昆虫、植物等身近な生物の豊かさ

- 1 ● 野鳥の宝庫。すばらしい。
- 1 ● 特別鳥獣保護区など。
- 2 ● 年月を経て豊かになりつつある。
- 2 ● TVに取り上げられるくらいなので、よいのでは？
- 3 ● 秋田はだいたいどこも豊か。
- 3 ● チュウヒとかはすごい。
- 3 ● 良いこと悪いこと両面ある。
- 4 ● カエルなど減少している。
- 5 ● 昆虫の種類が少ない。

- 5 ● トンボ、カエルが4年くらい前よりいなくなった。
- 5 ● 害虫・害鳥が多い。

#### (8) 自然とふれあえる機会の多さ

- 2 ● 仕方ないことだが、山がない。
- 2 ● 紅葉がきれいではない。
- 3 ● あきたはだいたいどこでもふれあえる。
- 3 ● 大潟村の自然は人工的。
- 5 ● 寮生は特に自然と触れあう機会が少ない。

#### (9) 公園・広場等野外の憩いの場

- 2 ● 草が伸びすぎていたりする。
- 2 ● 虫がひどかったりする。
- 3 ● 欲を言えば大型遊具があると良いと思う。子供たちを遊ばせるために遠方に出かけることが多々ある。
- 4 ● 少ない。
- 4 ● 憩いの場に殺虫剤など散布しているかと思うと心配。
- 4 ● 犬の糞が多い。
- 4 ● 子供の遊具が少ない。
- 4 ● 遊具の周りに木陰が欲しい。
- 4 ● 多目的広場はグランドゴルフに占領されている。
- 4 ● 見通しが良すぎて落ち着かない。
- 5 ● 憩いと言える人の集まる場所が少ない気がする。
- 5 ● 草が生えっぱなし。
- 5 ● ゴミがそのままになっている。
- 5 ● 公園も雑草が生え遊びにくい。
- 5 ● 道具が古く汚い。どこも同じで子供が飽きてしまう。
- 5 ● どの公園も同じ作り。広い土地があるのだから、室内で遊べる施設があると良い。
- 5 ● 水の大潟村でせせらぎと木陰を総中に

通すべき。

#### (10) 環境創造型農業の村全体の実践状況

- 1 ●全国的にはすごい面積だと思う。
- 2 ●大潟村の生産物は安全安心であるといえるように実践して欲しい。
- 4 ●過剰な新体系の高評価。
- 4 ●圃場の草刈りが徹底されていない。
- 5 ●もっと取り組むべき。

#### (11) 道路整備など各種工事の環境への配慮

- 1 ●この村にしては道路は立派すぎる。
- 2 ●見通しの悪い交差点でもミラーのないところがある。
- 4 ●危ないところがある。
- 4 ●交差点が草が邪魔で見えづらい。
- 4 ●工事車両の駐車マナー（小中学校）通学路なので、きちんとして欲しい。
- 4 ●住宅地内の歩道のバリアフリーが荒れている。
- 4 ●農道の水たまりが気になる。
- 4 ●舗道が悪い。
- 4 ●歩道と車道との側溝が危険。

#### (12) 住宅地の自然（緑地）・景観

- 1 ●村外の親戚などからサルビアが美しいといわれてうれしい。
- 2 ●毎年きれいにしていて気持ちよい。
- 3 ●松のヤニが屋根を腐らせたり雨樋に詰まったりする。
- 4 ●防風林の整備が中途半端で見苦しい。植林はしないのか？
- 5 ●屋敷が狭い。
- 5 ●住宅地内のビニル、ゴミの問題。

#### (13) 住宅地以外の自然（緑地）・景観

- 1 ●防風林の中の草・枝をこまめに刈ってさっぱりときれいだった。

- 1 ●毎年草払いをしているのできれい。
- 2 ●コスモス街道を両側きちんと草刈りしてほしい。
- 2 ●景観といっても田んぼくらい。ただ、水田を利用している生き物も多い。
- 3 ●今年は村内草刈りをしたので、とても気分よい。
- 3 ●財政に余裕があれば、堤防周辺の雑木等を刈ってもらいたい。
- 3 ●強いていえば防災林。
- 3 ●八重桜を切り倒してソメイヨシノを植えるべし。
- 5 ●木陰で本などを読めればと思う。
- 5 ●桜並木がダメになってきた。手遅れにならないようにしてほしい。
- 5 ●西1-1からガソリンスタンドまでのサルスベリは、一時停止で目視しづらいのでいらない!!
- 5 ●古い機械、スクラップの景観。（環境美化条例を制定せよ。）

#### (14) まちなみの景観（看板・電柱等）

- 2 ●多すぎず少なすぎず。
- 3 ●財政に余裕があれば、街灯の本数を増やしてほしい。
- 3 ●今のままで、何もなくてよい。
- 4 ●看板の整備。（個人用・会社用）
- 4 ●徐々に看板増、乱立規制を。
- 4 ●古い看板は撤去。
- 4 ●立てただけでボロボロになっている。
- 4 ●周りに調和する、統一感がある等があってもいいかもしれない。
- 4 ●電柱が多すぎる。
- 4 ●電柱・防風林など、強風に備え安心できる対策をして欲しい。
- 4 ●壊れている標識などがある。管理しているのが村ではないかもしれないが、管轄しているところに働きかけていく

べき。

- 5 ● 不必要な看板多し。
- 5 ● 看板・街灯の老朽化。
- 5 ● 村営住宅は配線だらけで鳥の糞がすごい。電柱が道路側にあるからじゃないか。
- 5 ● 電線は地下がよい。
- 6 ● 迷子になる。皆同じ道に見える。

#### (15) 公共交通機関の整備・運行状況

- 1 ● 定期バス（マイタウンバス）を復活させてくれた。
- 2 ● マイタウンバスは良い。
- 2 ● 燃料代もかかると思うので、かけはしは特に運賃をもらうべき。
- 3 ● 財政に余裕があれば…
- 4 ● バスが少ない。
- 4 ● 本数が少ないので、なかなか利用できない。
- 4 ● もう少しバスがあれば。
- 4 ● 通りに近い人は便利だが。
- 4 ● 高齢や障害で車の運転ができない場合に、外出の機会が少なくなる。
- 4 ● 年を取ってからの村外への移動を考えると不便。
- 4 ● 仕方ないと思うがやはり不満。
- 5 ● バスの運行回数が少ない。（4件）
- 5 ● バスの本数を増やして欲しい。（2件）
- 5 ● 電車がなし、バスも限られている。
- 5 ● 村内ですら自家用車を利用するしかない状況。
- 6 ● 県立大学の寮生が利用しやすいように、停留所をカントリー前ではなく、寮の前に作ってあげたらよいと思う。

#### (16) 徒歩（ウォーキング）のしやすさ

- 2 ● 歩道が狭い。
- 2 ● 大学生に配慮がない。

- 2 ● 街灯をもっと増やすと夜も歩きやすい。
- 3 ● 車道と重なるところは低く歩きにくい。
- 4 ● 子供が歩きづらい。
- 4 ● 木の根や草で荒れている。
- 4 ● 歩道が古くなっていても整備されていない。
- 4 ● 西3-4→東3-3までをつなぐ横断歩道（ライン）が欲しい。
- 4 ● 歩道が少ない。
- 4 ● 場所によって歩道がなかったりする。（3件）
- 4 ● 歩道が狭い。
- 4 ● 道によって車が危ない。
- 4 ● 歩道近くで、車優先と思っている人がいる。
- 4 ● もう少し電灯がほしい。
- 4 ● 車が通らず、ストップしないで歩ける場所があればよい。
- 4 ● 集落、自動車道から離れた場所。
- 5 ● 以前ウォーキングをしていて、道路のでこぼこのところでねんざしたことがある。
- 5 ● 暗いです。
- 5 ● 犬の糞だらけ。
- 5 ● 歩道を整備し、村独自のウォーキングとサイクリングができるようにしてはどうか。
- 5 ● 歩いている人に対して反射材の使用など、周囲に対する気遣いを徹底すべき。
- 5 ● 見通しが良すぎて落ち着かない。

#### (17) 自転車走行（サイクリング）のしやすさ

- 2 ● 交通量がさほど多くない。
- 2 ● 歩道を通っていいのであれば。
- 3 ● できれば住区から中央へ、そして東西

へも連結して、自由運転できるようにして欲しい。

- 3 ● 場所によって歩道がなかったりする。  
(生態系公園まで自転車で行くのがちょっと危ないと感じます。)
- 4 ● 幹線道路の路肩が狭く危険。
- 4 ● 道幅が狭い。
- 4 ● 怖くて乗れない。
- 4 ● 車道では相当邪魔に思われていると感じる。逃げ場が不十分。
- 4 ● 歩道を走るときにはいいが、車優先で止まらない車があって、転んだことがあった。
- 4 ● お金はかかると思うが、サイクリングロードがあれば安全だと思う。
- 4 ● 専用道の設置を。(色分け等)
- 4 ● でこぼこしている部分が多いので走りにくい。(2件)
- 5 ● 運転者のマナーが悪いので、チャリにはあぶない。
- 5 ● 交通量が多く危ない。
- 5 ● 周辺地域への自転車移動は、自動車のスピード、交通量が多く危ない。
- 5 ● 車道も狭い。
- 5 ● 側溝が危ない。
- 5 ● 村外へでる道の路肩は狭い。
- 5 ● 歩道、路肩がないところが多い。あっても整備状況が悪い。
- 5 ● 歩道がないところがある。
- 5 ● 歩道と側溝に高低差があり、特に薄暗くなってから危ない。
- 5 ● 村では条件によって歩道の走行が認められていると聞いたので、そういうマナーに関する周知を。
- 5 ● 自転車専用道がないので、走行しにくい。(2件)
- 5 ● 自転車専用レーンがあればよい。歩道を走ってしまうので危険。

## (18) 歴史的・文化的資産の保存・活用状況

- 1 ● 干拓博物館の資料保存等は膨大だと思う。
- 3 ● 記念碑や彫像などにお金を使うのはムダ。
- 4 ● 入植者たちも高齢になり、当時の資料・写真など、もっと集めた方が今後のためになるのではないか。
- 5 ● 入村依頼の大農機具の保存、展示。
- 5 ● 稲の品種など年次的推移の展示。
- 5 ● 開拓の村なのに、記念の建物を壊し、残っていないのが残念。新しいものでは代わりにはならない。
- 5 ● 本当の歴史が残されていない。
- 5 ● 干拓博物館は入場者が少なく、お金が入らないので維持費だけがかかる。入らないのでは？
- 5 ● 銅像はお金のムダ。
- 6 ● 干拓博物館のことであれば1です。
  - 何もしていない、何も無い。

## (19) 家庭ごみの分別・回収の方法・しくみ

- 1 ● 秋田市より簡単。
- 2 ● いいしくみがあると思う。
- 2 ● ごみ袋の料金は高い。
- 2 ● 家庭の生ごみを松林へ運び入れている人がいます。松林やその他の環境へ悪影響はないのでしょうか。
- 3 ● 燃えるゴミの収集は週2回でも良いと思う。
- 4 ● プラスチックの収集がない。
- 4 ● 実家のある埼玉では、分別に対してもっと厳しかった。
- 4 ● 回収時間が遅い住区にしてもらえると朝が少し楽に……
- 5 ● ごみ袋の値段が高い。
- 5 ● 料金が安い。
- 5 ● 粗大ごみの回収がない。

- 5 ● 資源ゴミの回収が月一回と少ない。(2件)
- 5 ● プラスチックゴミの回収の仕方。
- 5 ● 細かすぎる。
- 5 ● 名古屋くらいにもっと分別した方がよい。
- 5 ● 環境を全く考えていない。

#### (20) ごみステーションへの持ち込みマナー

- 4 ● 前日に出す人がいる。
- 5 ● ペットボトルとかちゃんと洗っているのかというくらい汚い。
- 5 ● 分別もひどい。
- 5 ● 全く別の袋に入れてくる人がいる。
- 6 ● 最近あまり行っていないのでわからない。

#### (21) まちの清潔さ(ごみや犬糞等がないこと)

- 2 ● 飼い主のマナーの向上。(サルビア花壇に犬を入れて花を折る人がいる。)
- 2 ● あちこちで道にゴミが落ちているのを見かけ残念に思う。たまに拾っている。
- 2 ● 公園でのゴミが気になります。(缶にたばこの吸い殻等)
- 2 ● 結構きれい。
- 3 ● 犬の飼い主のマナーが悪いときがある。
- 3 ● 犬の放し飼いが見られる。(2件)
- 4 ● 道端で犬の糞をよく目にする。(3件)
- 4 ● 何度注意しても犬の糞有り。
- 4 ● 冬の歩道の犬の小便、大便。
- 4 ● 雪がとけたときに目立つ。(昔よりは良くなった。)
- 4 ● クリーンアップで大量のゴミがある。
- 4 ● ゴミが落ちていないわけではないので。
- 5 ● 犬の糞が多すぎる。
- 5 ● 犬の糞が見られ、ハエ等発生し不潔。

犬の吠える騒音がある。

- 5 ● 犬の糞は、体育館周辺にはかなりある。看板などで呼びかけて欲しい。
- 5 ● ハウスが道路沿いにあり、犬の散歩で糞を片づけないで行く人がいるため。
- 5 ● 公共の場に犬の散歩禁止を。芝生に入らないでほしい。
- 5 ● 犬が多すぎる。
- 5 ● 犬等の特別運動散歩公園が必要。(通学路等に犬糞がある。)
- 5 ● 歩道にカラス等の糞が多く落ちている。
- 5 ● クリーンアップなどを見てもごみが多すぎる。特に魚釣りのマナーの悪さが目立つ。

#### (22) 村内の資源回収・リサイクルの実施状況

- 2 ● 皆そこそこやっていると思う。
- 2 ● ただ、面倒なところもある。
- 2 ● 回数が少ない。
- 2 ● プラスチックリサイクルは、村民の持ち込みではなく、収集箱で収集してください。
- 2 ● 卵パックなどはもっと身近なところで収集できたら協力したい。
- 4 ● プラスチックの収集がない。
- 4 ● 資源ゴミステーションがあればよい。(コンテナ回収)
- 4 ● 中古機械、スクラップを放置させるな。
- 5 ● 雑草の処理方法が不便。
- 6 ● 現状を知りたい。

#### (23) 村内の自然エネルギーの普及状況

- 1 ● ソーラー大会があるから。
- 4 ● 風車設置に反対だから。
- 5 ● 自然エネルギーは自給的に使うべき。売電等数字ゲームはやめよう。
- 6 ● 風車をいっぱいつくったらダメです。
- 6 ● マグナス風車などがあるが、実際にど

の程度のことをしているか、わかりづらい。

6 ● マグナス風車は役に立っているのか。

#### (24) 公共施設での省エネ実施状況

2 ● 役場は大変よい。

4 ● ふれあい健康館床暖が調節できない。

4 ● 夏の役場のエアコンは冷やしすぎ！

5 ● 使わない部屋は電灯を消すように。

6 ● 省エネしていると感じたことがない。

#### (25) 環境教育・学習の機会

4 ● 大学でももっと積極的に行ってほしい。

4 ● あまり知らない。

4 ● 学習レベル区分。

5 ● 小学生と老人の参加ばかりでは、教育や学習は成り立たない。中高生向けにも何かやるべき。

#### (26) 環境に関する情報量や情報の得やすさ

3 ● 広報で見ている。

4 ● もっと個人情報の発信。

6 ● もっと他市町村の情報がわかればよい。

#### (27) 環境に関する村民活動の活発さ

2 ● 農家さんなど考えている人がいる。

2 ● 石けんサークルはすばらしい活動だと思う。

3 ● 春先からの除草等よかった。

3 ● 4月の暴風での倒木も早くなくなったのでよかった。

6 ● クリーンアップ以外の取り組みはわからない。

#### (28) 村民の環境関連活動への行政の支援

5 ● 環境のためとして支援した事業が、一

部で住民の生活を脅かしているというようなことはあってはならない。

6 ● 予算消化のための部署はいらない。

#### (29) 事業者の地域活動への参画、支援、協力

4 ● 事業の惰性のみで、発想の転換がない。

6 ● 村民に告げずに予算を使うことはやめて欲しい。

6 ● 事業者とはだれのこと？

#### (30) 村民、事業者、行政の協働体制の確立

4 ● 事業の惰性のみで、発想の転換がない。

#### (31) 総合的に見た大湊村の環境

4 ● 将来のために環境整備は大切であるが、箱物よりも、村民の志を育てることが大事。

**問6** どちらかを選ぶとすれば、どちらに賛成しますか。

<選択無しのコメント>

- バランスです。
- 回答不能、短絡的質問。
- 極端すぎ。
- 設問が正しくない。環境の定義に「便利」も含めるべき。
- どちらも良くない。(2件)

**問7** 日頃環境に関する情報はどこで得ていますか。

<11 その他>

- 環境に取り組む団体。
- 自分の目で確かめている。
- 他市町村情報。

**問12** 大潟村の環境対策として、優先して取り組むべき施策はどれだと思いますか。

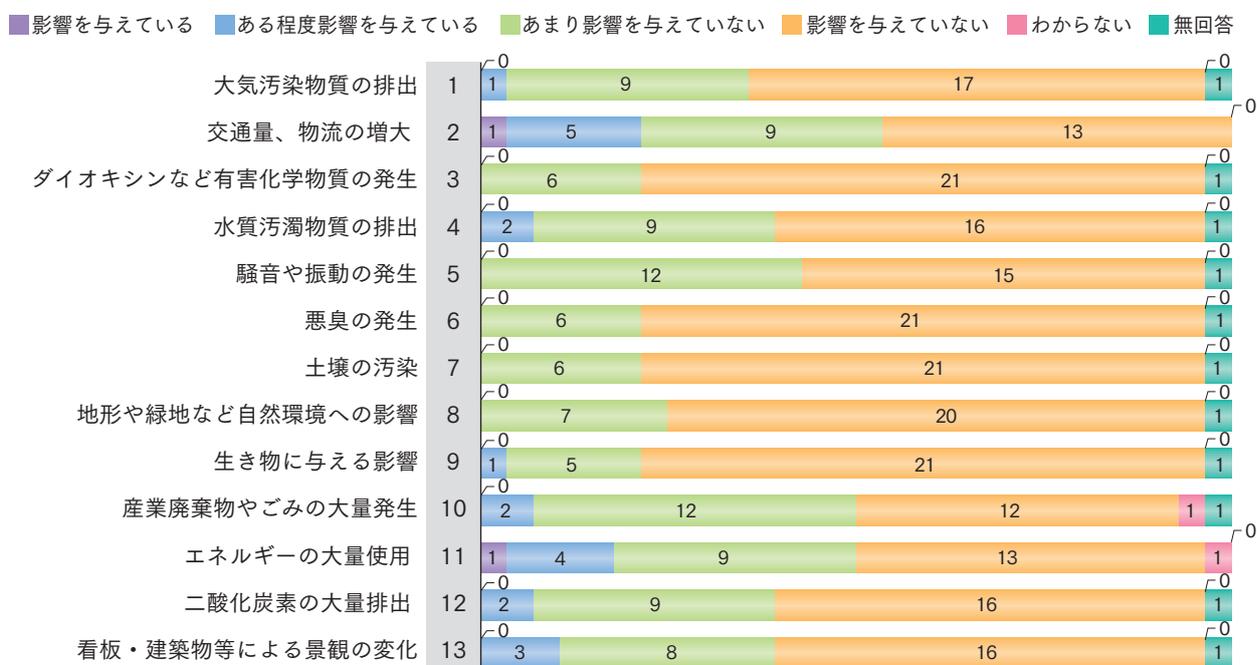
<21 その他>

- 米の乾燥調整時の飛散もみ殻と煤塵排出の規制。
- モデル農村としての村なので、世界に一つしかない大潟村の開拓の歴史は消さないように後世に残してほしい。(開拓していない人には、大変な心は分からないと思う。)
- 大潟鳥類の交通事故死(タカ類)について、看板等をたてて、車の減速等をアピールする。(すぐには飛び立てないということを)
- 海水導入反対者に対する啓蒙。
- まだ、一人一人の自然を守る意識が薄い、「自分勝手」が多い。(田んぼの水をかけ流したり、夜中電気をつけっぱなしにしたり。)
- 地域社会(村外)との取り組みが大事だと思う。
- 電灯は暗すぎる。
- 人。

## 環境基本計画策定のための事業所アンケート集計結果 H24 12月

### 問1

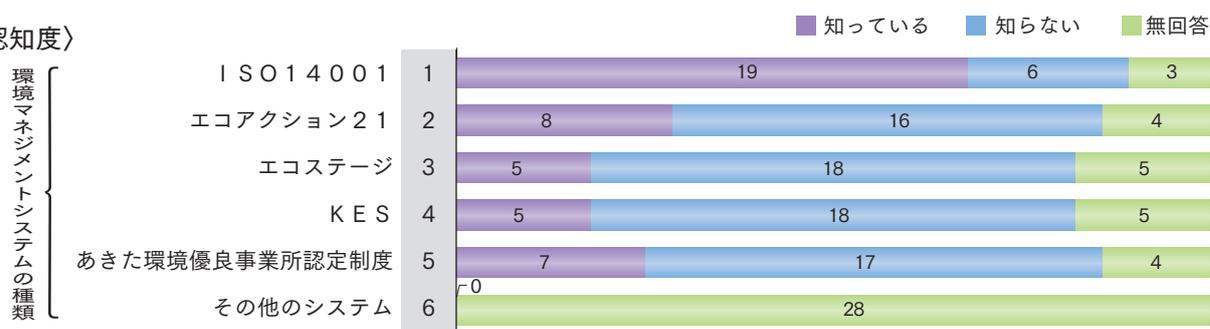
貴事業所の事業活動が、地域の環境に及ぼしている影響について、どのように考えていますか。



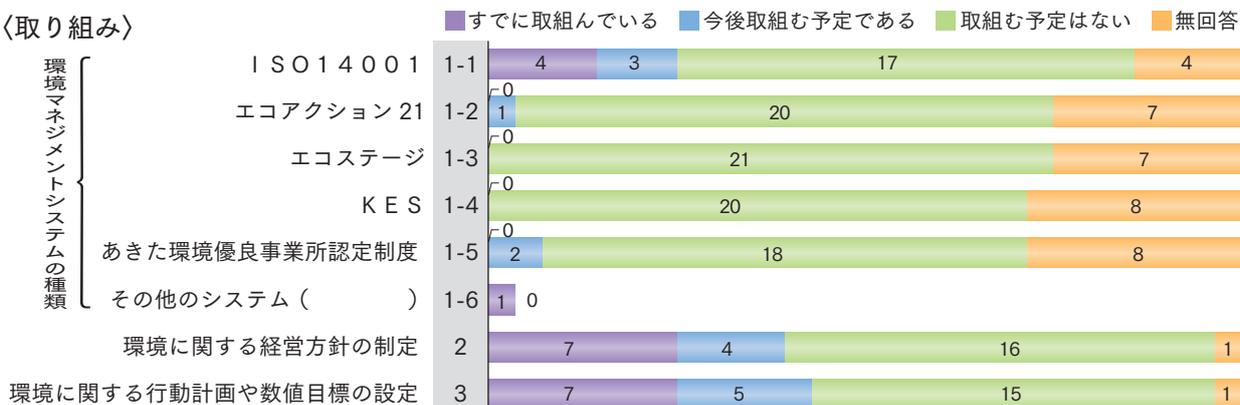
### 問2

事業所等が環境改善に取り組む仕組みとして、次にあげるものの認知度と取り組みについてお答えください。

#### 〈認知度〉



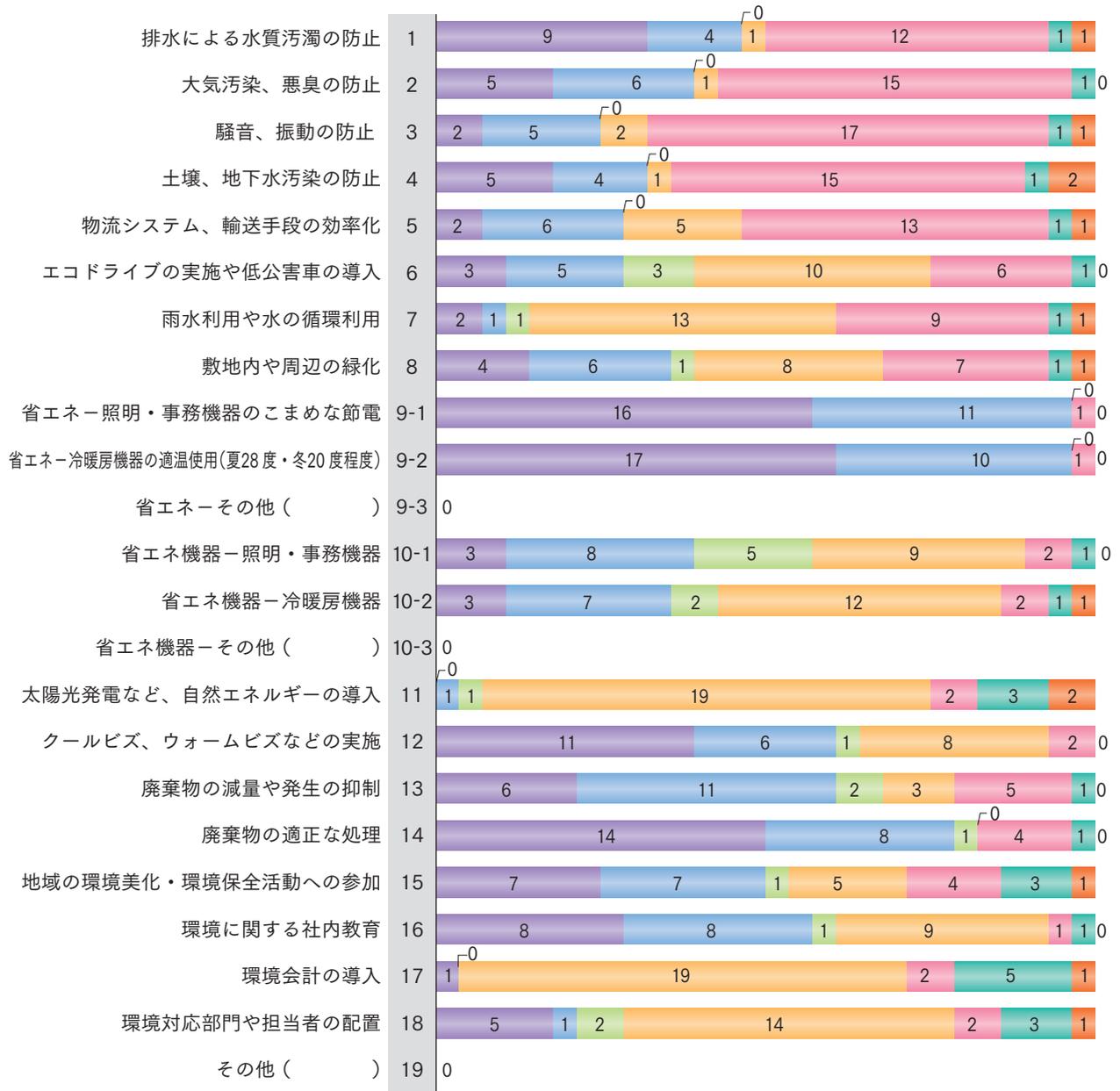
#### 〈取り組み〉



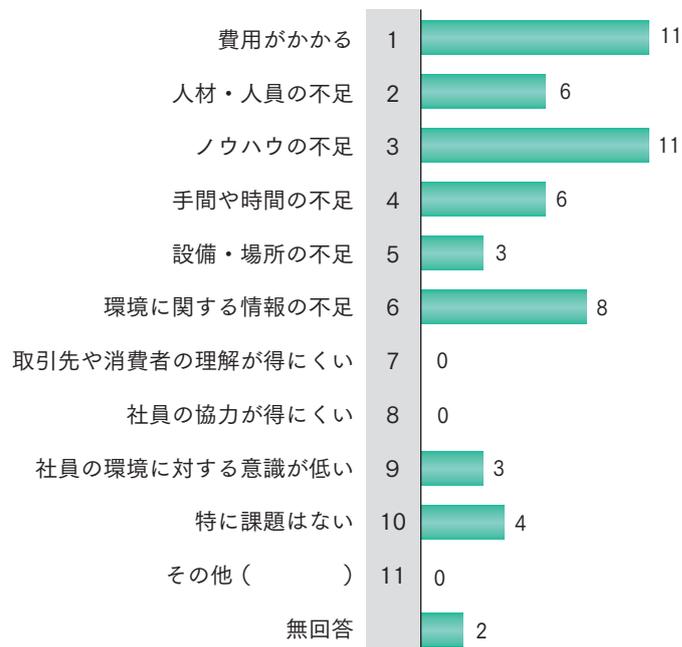
※「6. その他のシステム」の内容 (・自社独自の取り組み)

**問3** 以下の項目についての貴事業所での取り組み状況をお答えください。

■ 実行している ■ ある程度実行している ■ 実行していない(今後予定有) ■ 実行していない(今は予定無) ■ 当事業所には該当しない ■ わからない ■ 無回答



**問4** 貴事業所が環境問題への取り組みを進めるうえで、課題となっていることは何ですか。

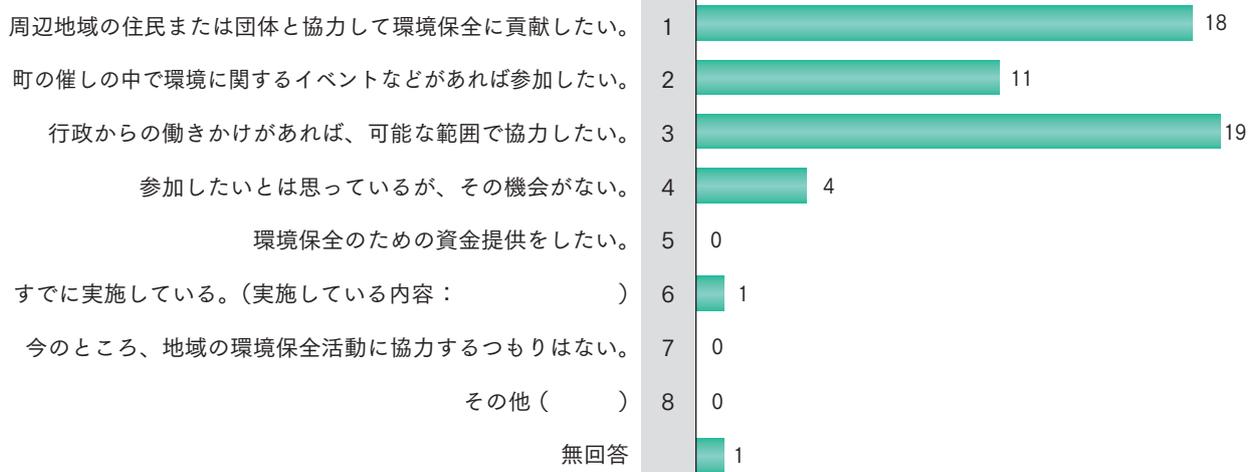


**問5** 貴事業所が環境問題に取り組む理由は何ですか。

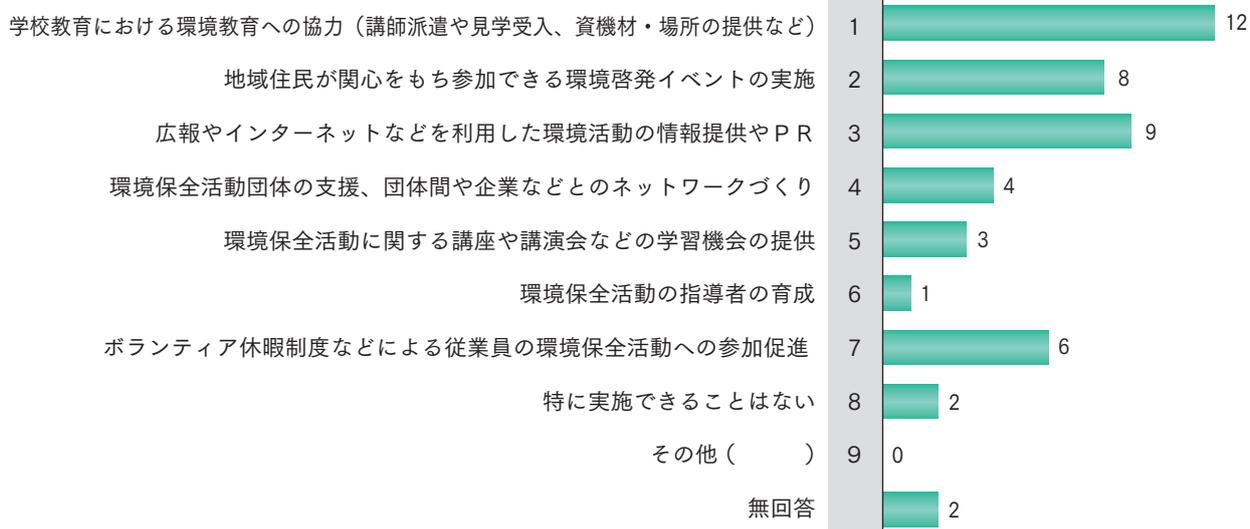


※「10. その他」の内容 (・環境調査に関わる業務をしている。)

**問6** 貴事業所では、地域に対する環境保全活動についてどのように考えていますか。

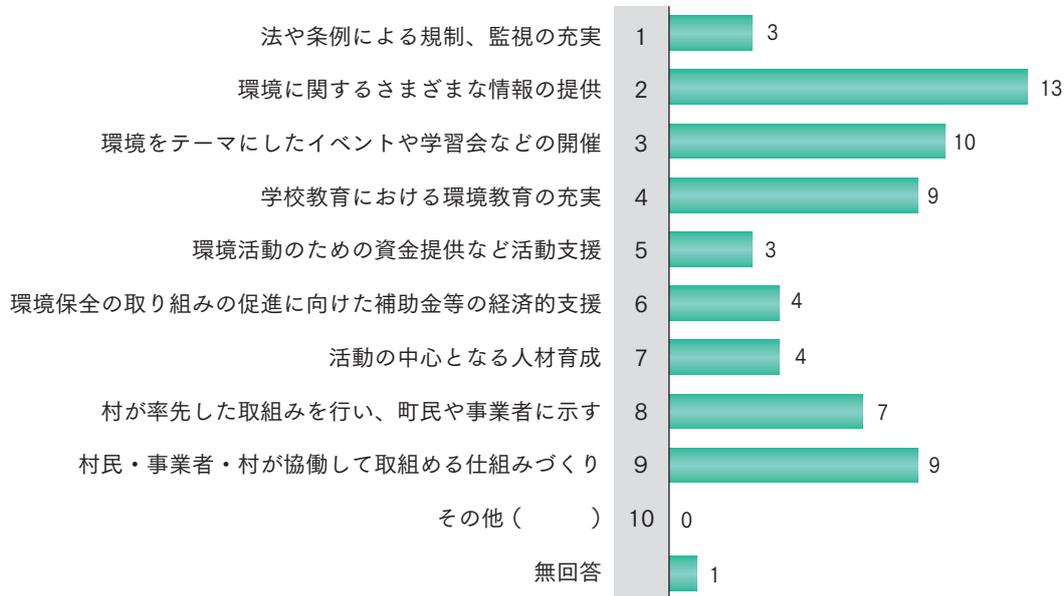


**問7** 貴事業所が、今後村民とともに環境保全活動を推進していく場合、どのようなことが実施可能だと考えますか。



問8

村は、環境活動をより活発にするためにどのような取組みを進めるべきだと思いますか。



問9

大潟村の環境行政についてご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。

- 村内はもとより、八郎湖の水質に力を入れて欲しい。

## 5. 用語解説

### アジェンダ21

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された、「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された文書の一つで、「アジェンダ」は課題という意味です。

21世紀に向けた、持続可能な開発を実現するための具体的な人類の行動計画であり、その後の世界の環境政策や取り組みの道標とされています。

### ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が制定している環境マネジメントシステムに関する規格の総称です。

この規格によりシステムを構築した組織は、その適合性について外部機関の審査により認証を取得することができます。

### アオコ

植物プランクトン的一种である藍藻類が大量に発生し、湖や池の表面で青い粉をまいたような状態となったもの、またはその原因となった藍藻群集をアオコ（青粉）といいます。

窒素とリンが豊富（富栄養）な淡水の止水域でみられ、八郎湖においては夏場にみられることがあります。

### あきた環境優良事業所認定制度

県内の多くの中小事業所が環境に配慮した取組を実行できるよう、平成16年度に創設された秋田県独自の環境マネジメントシステムの中で、秋田県版ミニISOともいいます。

日常の事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための取組目標を自主的に定めて実施する事業所を、審査により「あきた環境優良事業所」として認定しています。

### 一般廃棄物

法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活から排出される家庭系ごみと、産業廃棄物以外で事業所から排出される事業系ごみがあります。

### エコアクション21

国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省が策定したものです。

このガイドラインに規定する要求事項に基づいた取組を行い環境活動レポートを作成・公表した事業者は、所定の審査を経て、環境への取組を積極的に行っている事業者として認証・登録されます。

### 汚濁負荷（量）

環境に排出される汚濁物質のことで、その量を「汚濁負荷量」といい、排出量と濃度の積で表します。工場や事業場などからの排水や排出ガスについては濃度による規制が多く用いられていますが、濃度が小さくても排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなるので、通常、環境への影響を推定・評価するには汚濁負荷量が用いられます。

### 温室効果ガス

大気中に存在し、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスを温室効果ガスといいます。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6種類のガスを温室効果ガスとして定めています。

### 外来種

過去あるいは現在の自然分布域以外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含みます。

### 化石燃料

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいいます。

一般的に石油、天然ガスは微生物、石炭は沼や湖に堆積した植物が、地中の熱や圧力などの作用を受けて生成したといわれています。

## 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業を実施しようとする場合に、その事業者が自ら、事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について地域の人々の意見を聴くことなどによって、環境に配慮して事業を実施しようとするものです。

## 環境監視員

地域の生活環境を保全するため、配置されていて、適宜巡回し、不法投棄の監視や、軽易な投棄物の回収、防止のための指導・助言を行います。

## 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定める行政目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音については「環境基本法」で、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」で定めています。

## 環境基本計画

環境政策を体系的、総合的に展開することを目的として作られる行政計画です。地域の環境項目について、住民の環境に対する考え方や地域の社会的、自然的環境特性を踏まえつつ、中長期的に、①環境のあるべき姿を目標として明確化し、②目標の達成のための政策方針を明らかにし、③その方針に基づく個別の施策を体系化するとともに、新たな政策を提示するものです。

## 環境教育、環境学習

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動をとることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政などで行う教育や学習のことです。生涯教育・生涯学習として幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々が対象となります。

## 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会

「環境への負荷」とは、環境基本法で「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されています。

また、「持続的発展が可能な社会」とは、将来の世代が享受する経済的、社会的な利益を損なわない形で、現在の世代が環境を利用していこうとする考え方に基づく社会をいいます。

## 環境の保全及び創造

「保全」は、現在の環境をこれ以上悪化させないよう、又は負荷を減らすよう、日常・社会・経済などに関する活動を行なうことをいい、「創造」は、失われてしまった環境をよみがえらせるための活動及びより良好な環境を作り出していくことをいいます。「保全」はまた「創造」の意味をも含みますが、より積極的な決意を表すため「保全及び創造」を使っています。

## 環境創造型農業

大潟村における、自然を豊かに保つことが農業者としての社会的責任であることを自覚し、八郎湖への環境負荷の削減、生きものとの共生及び豊かな生態系の創造をめざし実践される農業をいいます。

## 環境マネジメントシステム

事業活動全般について環境配慮の要素を取り入れ、それを管理しつつ環境への負荷の低減を図るため、組織の最高経営層が環境方針を立て、その実現のために計画（Plan）し、それを実行及び運用（Do）し、さらに点検及び是正（Check）し、それを見直し（Action）し、もし不都合があれば計画等の変更を行うシステム（PDCAサイクル）を構築し、このサイクルの継続的改善を図るシステムのことです。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や国際規格のISO14001の他、全国規模のものでは、エコステージやKES、秋田県では、あきた環境優良事業所認定制度、また、自治体向けでは、大潟村で導入しているLAS-Eなどがあります。

## 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織で、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務としています。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表し、これらは各国の政策検討の根拠などに引用されています。2007年にとりまとめられた第4次報告では、地球温暖化は疑う余地がなく、人為的原因による可能性が非常に高いことが示されました。

## 京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約 (正式名称：気候変動に関する国際連合枠組条約) 第3回締約国会議 (COP 3) において我が国のリーダーシップの下採択された議定書で、先進国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国毎に設定 (2008年～2012年の5年間で1990年に比べて日本－6%、米国－7%、EU－8%等) されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなど、目標達成のための新たな仕組みが導入されました。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

## グリーン電力証書

グリーン電力とは、風力、太陽光、バイオマス (生物資源) などの自然エネルギーにより発電された電力のことで、電気そのものの価値の他に、化石燃料の節減やCO<sub>2</sub>排出抑制といった付加価値を持った電力といえます。グリーン電力証書は、この環境付加価値を、取引可能な証書に (証券化) したものの、あるいはその仕組みを言います。

## 公害

環境基本法では、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭 (同法ではこれを「典型7公害」と規定しています。) によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。

## 公共下水道

主として市街地の雨水をすみやかに排除し、また、汚水を処理して河川などに放流するもので、市町村が事業主体となって行う下水道です。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがあり、大潟村では、現在は汚水を集め流域下水道に接続しています。

## 「国連環境開発会議 (地球サミット)」

地球環境問題に関する世界的な関心の高まりを背景に、1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された会議で、持続可能な開発のための行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」やそれを具体化するための行動計画である「アジェンダ21」が採択されたほか、「生物多様性条約」や地球温暖化対策に世界全体で取り組むことを目的とする「気候変動枠組条約」が署名されるなど、今日に至る地球環境の保護や持続可能な開発の考え方に大きな影響を与えています。

## 湖沼水質保全計画

湖沼水質保全特別措置法に基づき、指定湖沼の水質保全に関して実施すべき施策について都道府県知事が定めなければならない計画です。計画の期間、水質保全に関する計画、下水道等の整備や水質保全のための事業、規制等について定めるものとされています。秋田県では、平成20年3月に、平成24年度までの各種対策を盛り込んだ「八郎湖に係る湖沼水質保全計画 (第1期)」を策定しました。

## 湖沼水質保全特別措置法 (湖沼法)

湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に

係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関する計画を策定し、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制その他の措置を総合的かつ計画的に推進することを目的に、昭和60年に施行された法律です。

## COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）。水中の有機物が酸化剤で化学的に分解される際に消費される酸素の量です。水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁しているといえます。国では、湖沼と海域の水質環境基準の項目の一つとしてCODを定めており、その評価として75%値を用いることとしています。（COD75%値は「75%値」の項参照）

## 自然観察指導員

一般的には、自然観察会をはじめとする野外活動のボランティア指導者として活動し、地域の自然保護思想の普及の核となり、自然のしくみを理解し、自然を大切に思う仲間づくりを進めるため、財団法人日本自然保護協会が主催する自然観察指導員講習会の全過程を終了し、同協会に登録した人をいいます。大潟村では、平成22年に独自の養成講座を開催し、大潟村の自然観察指導員として登録しています。

## 湿地

年中または一時的に表面水で覆われる沼沢地や河川周辺の場所のほか、地下水位が高く土壌水分が飽和状態にある土地をいい、生物、とくに水生生物やそれを餌とする鳥類の重要な生育・生息場所になっています。

湿地の範囲には水田も含めることができ、ラムサール条約の第10回締約国会議では、その機能に着目した「水田決議」が採択されています。

## 湿地性里山

大潟村における、湿地の要素をあわせ持った里山環境をいいます。大潟村は、周囲を調整池や承水路で囲まれ、その中に広大な水田やヨシ原、防災林が広がる独特の環境を有しています。

## 指定湖沼

環境基本法による水質環境基準が現に確保されておらず、または確保されないおそれが著しい湖沼であって、特に水質保全の施策を総合的に講ずる必要のあるものについて、湖沼水質保全特別措置法に基づき都道府県知事の申出により環境大臣が指定する湖沼です。

八郎湖は、平成19年12月に、全国11番目の指定湖沼に指定されました。

## 循環を基調とした社会（循環型社会）

「循環」には、生態系の循環やエネルギー循環など、人が健康で生活していく上で大切な様々な循環がありますが、この計画でいう「循環型社会」とは、廃棄物の排出抑制やリサイクル、エネルギーの効率的利用など、村民がそれぞれの立場で環境に配慮した取組を積極的に行うことにより、日常生活や事業活動からの環境への負荷が軽減され、自然の物質循環が健全な状態で維持される社会をイメージしています。

「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「廃棄物等の発生抑制やリサイクル、適正処理の徹底により実現される、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。

## 自然エネルギー（再生可能エネルギー）

風力、太陽、水力、地熱、バイオマスなど地球の自然環境の中で繰り返し使用することのできるエネルギーのことをいいます。

## 3R（4R）

廃棄物対策のキーワードであるReduce（リデュース：発生を減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：資源として再生利用する）の頭文字からつくられた言葉で、これにRefuse（リフューズ：不要なものを断る）を加えて4Rという場合もあります。

一般廃棄物の再資源化の指標となるリサイクル率は（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）で算出することとされています。

## （参考）「割り箸」の使用について

環境省では、平成20年版の環境白書のコラムにおいて、「箸から始める環境への取組」と題し、3Rに関連し割り箸についての話題を取り上げています。それによると、20年以上前は国産品が過半数を占めていましたが、平成18年度には輸入品が98%（そのほとんどは中国からの輸入）を占めるようになっており、循環型社会・低炭素社会の構築、環境負荷低減の観点から、現在箸については、大多数である輸入割り箸の使用を減らすこと、それに代えて、マイ箸やリユース箸、国内の森林整備や保全に役立つ間伐材や端材を利用した国産の割り箸などを好みや状況に応じて選択していくことが必要としています。

なお、紙や木製品など、適切な森林管理が行われている森林からの木材製品については、FSCなどの認証制度があり、認証を受けた製品はロゴマークをつけて販売されています。購入の際は、このような商品を選ぶことで持続可能な森林利用に貢献することができます。

## 生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたものです。

## 生物相

ある一定の地域または環境内に生息・生育する生物の全種類をいいます。

## 生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。

生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

## 生物多様性条約

1992年に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された、「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された条約のひとつで、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。この条約では、生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全と持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としています。

2010年、第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、2011年以降の新戦略計画として、長期目標となる「自然と共生する世界」の実現と短期の行動目標である20項目からなる「愛知目標」が採択されました。その他、農業の生物多様性においては、特に水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の「水田決議」を歓迎し、その実施を求めるとなどが決定されました。

## 絶滅危惧種（レッドリスト）

生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したものです。規制等の法律上の効果を持つものではありませんが、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とします。

レッドリストに掲載された種について、生息状況等を取りまとめて編さんしたものがレッドデータブックで、環境省の他、各都道府県等でも発行されています。

## 地球温暖化

地球が太陽から暖められると、宇宙に向けて熱（赤外線）を放出して一定の温度に保とうとします。大気中にはこの赤外線を吸収する気体があり、地表から宇宙に逃げる熱を減らして地球を暖める働きをしています。この働きを温室効果といいます。

温室効果ガスが増えすぎると、地球全体の温度が高くなってしまいますが、これを地球の温暖化といいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次報告書によれば、このまま温暖化が進むと、西暦2100年には気温が1.1～6.4℃上昇するとされています。

## 窒素

水質汚濁の指標として用いられる場合の「窒素」は、「全窒素」、「T-N」とも表現されます。全窒素とは、有機態窒素と無機態窒素の和をいいます。

窒素は、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、リンとともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われています。

## 75%値

ある環境基準点における年間の日間平均値の全データ（n個）をその値の小さいものから順に並べた時、 $0.75Xn$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのことをいいます。

河川のBOD（生物化学的酸素要求量）や海域・湖沼のCOD（化学的酸素要求量）の環境基準について、年間を通じて環境基準を達成していたかどうかを判断する場合に、この75%値を使います。

## バイオマス

生物由来の再生可能な有機資源（化石資源を除く）で、生物の炭酸同化作用により、太陽光と生物がある限り枯渇しない資源のことをいいます。

## 廃棄物

一般の通念からすれば、捨てられているものはすべて廃棄物といえますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

## 排出権取引制度

二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を抑制するため、国や自治体、企業などの間で温室効果ガスの排出量を取引する制度です。

## 富栄養化

太陽光線を受けると藻類などの植物性プランクトンが増殖し、冬になるとこれらが枯死し腐敗する過程で窒素やリンを水中に放出す

ることになります。このサイクルによって、湖沼などの閉鎖性水域で栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化といいます。

本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水などが流れ込むことによって急激に加速されています。富栄養化状態になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生しやすくなります。

## マイタウン・バス

民間のバス事業者が運行を行っていない路線を、県内の市町村が主体的に関与して運行する生活バス路線で、秋田県のマイタウン・バス運行対策費補助の対象となるものをいいます。

## ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地が、動植物、特に水鳥の生息地として価値があること、また、人間にとっても経済、文化、科学上及びレクリエーション上大きな価値をもつことを認識し、湿地やその生態系の保全と、持続可能な利用を進めるためにつくられた国際条約です。

環境の観点から本格的に作成された多国間環境条約の中でも先駆的なもので、現在では一般的になった「持続可能な利用（Sustainable Use）」という概念を、その採択当初から「適正な利用（Wise Use）」という原則で取り入れています。

2008年、韓国で開催された第10回締約国会議（COP10）では、「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」（いわゆる「水田決議」）が採択され、水田は、生物多様性の保全に寄与する持続可能な食糧生産の仕組みであるとして、その価値が確認されました。

## リン

水質汚濁の指標として用いられる場合の「リン」は、「全リン」、「T-P」とも表現されます。全リンとは、有機態リンと無機態リンの和をいいます。

リンは、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、窒素とともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われています。



秋田県大潟村

## 大潟村環境基本計画

～豊かな自然環境と共生する村～

編集／発行 大潟村環境エネルギー室

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1  
TEL 0185-45-2115 FAX 0185-45-2162

印刷：(株)八郎潟印刷